

素案

第3期 関川村 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

関川村

はじめに

村長あいさつ掲載（予定）

目 次

第1章 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5 こども・子育て関係法令等のうごき・・・・・・・・	5
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状・・・・・・・・	7
1 家庭と地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2 教育・保育環境の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3 母子保健の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	19
4 【保護者】子育て支援に関するニーズ調査にみられる意向・・・・・・・・	24
5 【こども】こどものニーズ調査にみられる意向・・・・・・・・	40
6 子ども・子育て支援事業計画（前回計画）の評価・・・・・・・・	45
第3章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・	51
1 計画の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	53
2 計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・	54
3 計画期間において取り組む重点事項・・・・・・・・	55
4 計画の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・	56
5 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・	58
第4章 子育て支援事業に係る量の見込み等・・・・・・・・	60
1 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・	61
2 計画年次における推計児童人口・・・・・・・・	61
3 教育・保育施設の需要量及び確保の方策・・・・・・・・	62
第5章 個別施策の展開・・・・・・・・	73
1 子育てをしているすべての家庭を支援・・・・・・・・	74
2 働きながら子どもを育てている人を支援・・・・・・・・	82
3 親と子の学びと育ちを支援・・・・・・・・	84
4 子どもが安全に育つ安心な村づくり・・・・・・・・	85
第6章 計画の推進体制・・・・・・・・	87
1 取組方針・・・・・・・・・・・・・・・・	89
2 庁内推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	89
3 関川村子ども・子育て支援会議の設置・・・・・・・・	89
4 計画の進捗管理と点検・評価・・・・・・・・	89
資料編・・・・・・・・	91
1 関川村子育て支援サービス一覧・・・・・・・・	93
2 計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・	96
3 関川村子ども・子育て支援会議設置条例・・・・・・・・	97
4 関川村子ども・子育て支援会議委員名簿・・・・・・・・	99

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の少子化問題は深刻さを増しており、令和5年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を更新し、出生数も72万7,227人で過去最少となることなどから、今後少子化と人口減少がますます進行することが予想されています。

国では、平成27年度から幼児期の教育・保育、地域の子育ての支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、以降、社会情勢の変化に応じた法改正や制度改正を行ってきました。令和5年4月には「こども家庭庁」を創設し、同日施行の「こども基本法」に基づき、令和5年12月に「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、6つの基本方針を柱としており、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

関川村（以下「本村」という。）では、こうした国の動向や法改正を考慮しつつ、村の総合計画や地域福祉計画、その他関連計画との整合性を図りながら、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりと、子育て家庭への切れ目ない支援の実現を目指し、令和6年度で終了する現行の「第2期関川村子ども・子育て支援事業計画」に代わる「第3期関川村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置付け、こども基本法第9条に基づく「こども大綱」を念頭に置き、本村が今後進めていく施策の方向性・目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども、子育て、親の育ちを支援していくため、「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども子育て支援の充実」「質の高い教育・保育の総合的な提供」を目指すものです。

なお、本計画は、「関川村総合計画」を上位計画とし、村の各種関連計画と整合性を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本村が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

3 計画の対象

子ども・子育て支援法第6条第1項により「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行います。

4 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を計画期間としますが、社会・経済情勢の変化や、本村の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第1期 子ども・子育て支援事業計画														
					第2期 子ども・子育て支援事業計画									
										第3期 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

（1）関川村子ども・子育て支援会議

本計画策定の中心機関として、子育て当事者や子ども・子育て支援に携わる関係者、学識経験者などから構成される関川村子ども・子育て支援会議において、計画案について幅広くご意見をいただきました。

（2）ニーズ調査の実施

子ども・子育て支援に関するサービスの利用実態等や、その量的及び質的なニーズを把握することを目的に、就学前児童および小学生の保護者を対象にニーズ調査を実施しました。

また、こどものニーズを把握するために、小学生児童を対象にしたニーズ調査も実施しました。

（3）パブリックコメントの実施

村民や関係者の意見を反映させるため、計画の素案について、村のホームページ、村役場での閲覧、広報への掲載等により公開し、意見を募集しました。

6 こども・子育て関係法令等の動き

時期	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連 3 法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定子どもの利用者負担引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大綱（第 2 次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第 4 次）改定	・「希望出生率 1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱（第 3 次）改定	・全ての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 (令和 5 年 4 月 1 日施行)	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 (令和 5 年 12 月 22 日)	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の 3 大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和 17 年(2035 年)3 月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和 6 年 6 月 5 日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

第2章

子どもと家庭を取り巻く現状

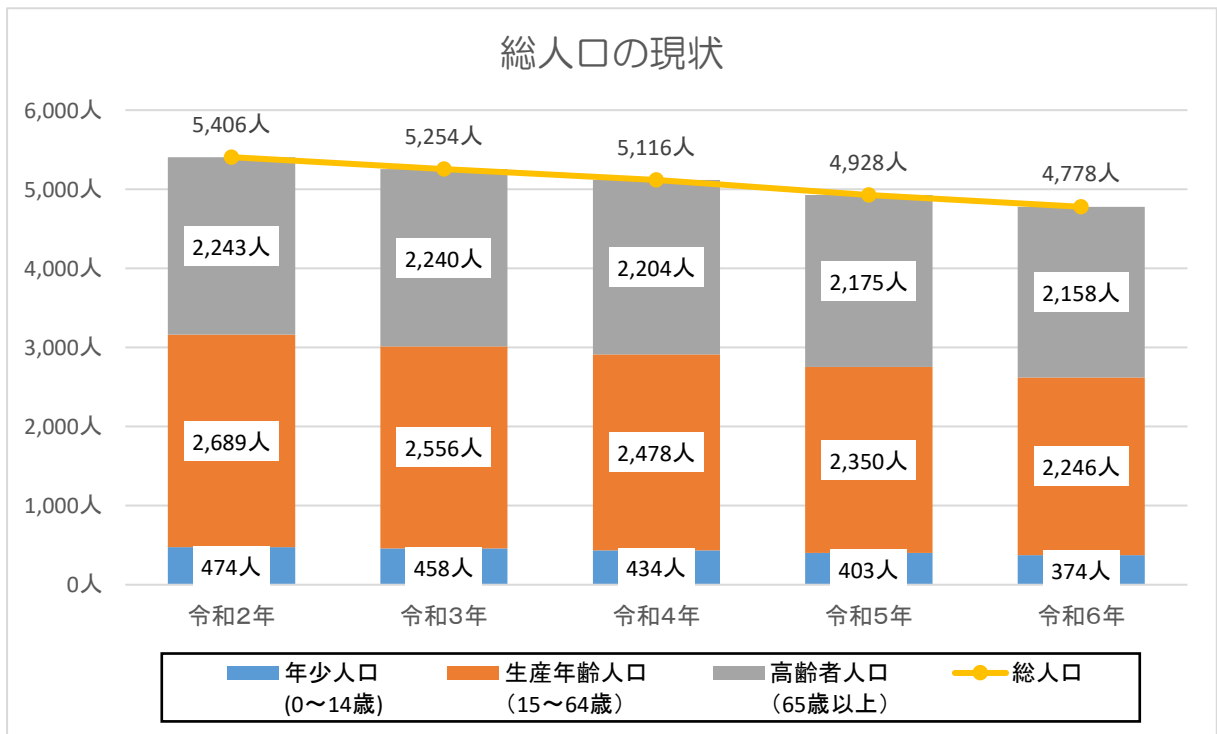
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 家庭と地域の現状

(1) 人口・世帯の現状

① 年齢3区分人口の推移

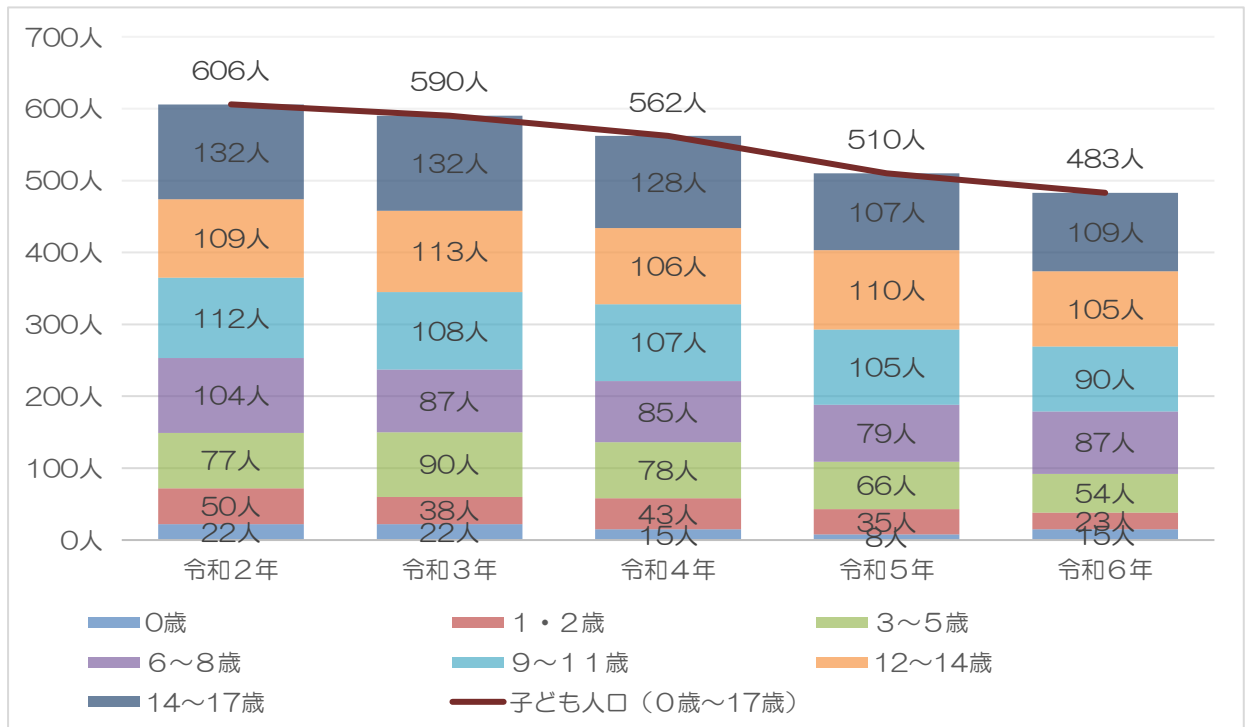
人口の推移をみると、全体の人口は減少傾向にあり、令和6年4月1日時点では、4,778人となっています。年齢3区分別による内訳をみると、特に年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少していることから、今後も人口の減少及び少子高齢化が進行していくものと予想されます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 子ども（18歳未満）人口の推移

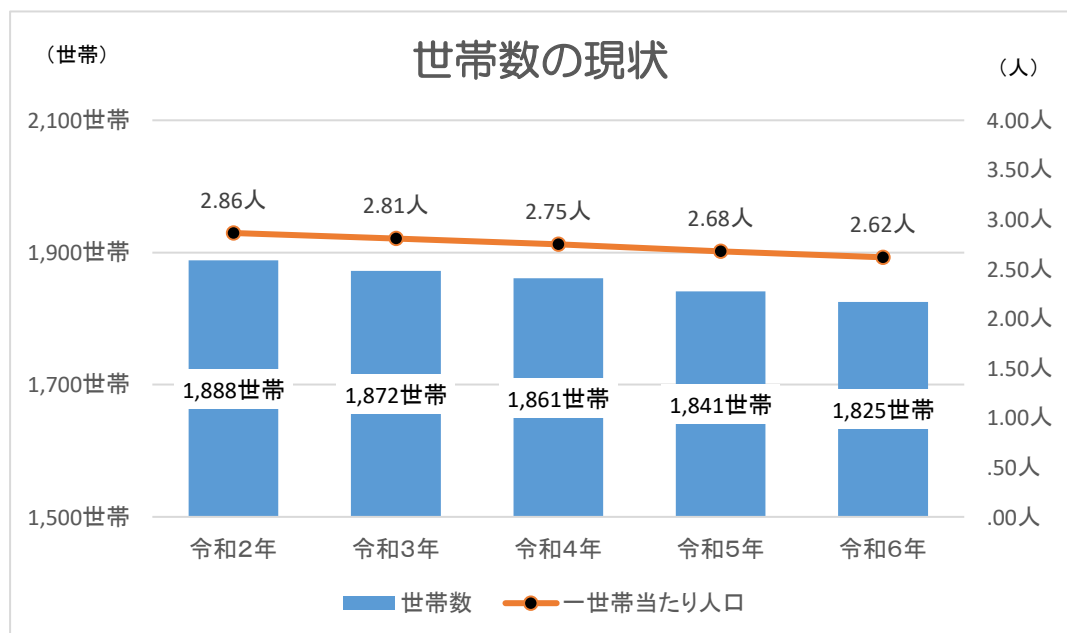
子ども（18歳未満）の人口は減少傾向にあり、年齢階層別に見ると、1～2歳、3～5歳、9～11歳の階層が、減少数が大きいです。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 世帯数の現状

本村の世帯数の現状は、令和2年の1,888世帯から令和6年には1,825世帯と減少しています。1世帯あたり人口も減少傾向にあります。

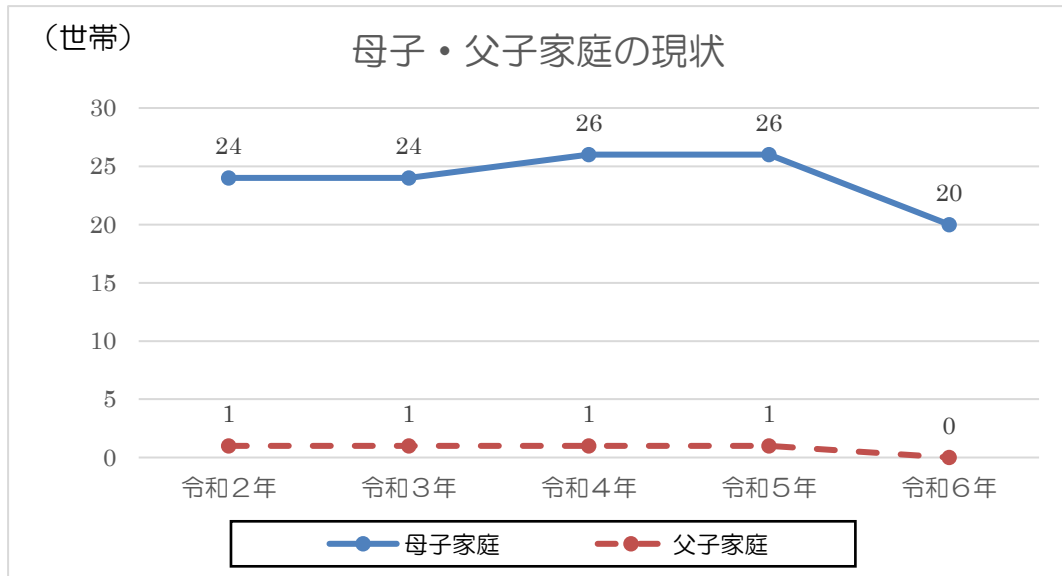


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④ 母子・父子家庭の現状

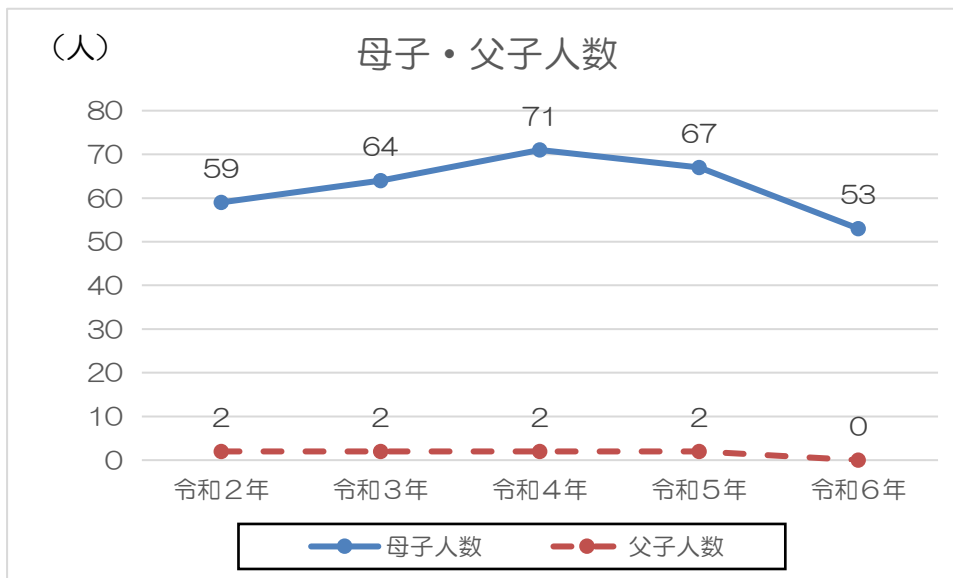
本村の母子・父子家庭の現状は、母子家庭は令和2年の24世帯から微増減で推移していましたが、令和6年には20世帯に減少しています。

父子家庭では、令和2年の1世帯から令和6年には0世帯となりました。



資料：関川村ひとり親家庭等医療費助成事業申請者（各年4月1日現在）

母子・父子人数では、母子人数が令和2年の59人から令和6年の53人へ、父子人数では令和2年の2人から令和6年の0人へと、ともに減少しています。

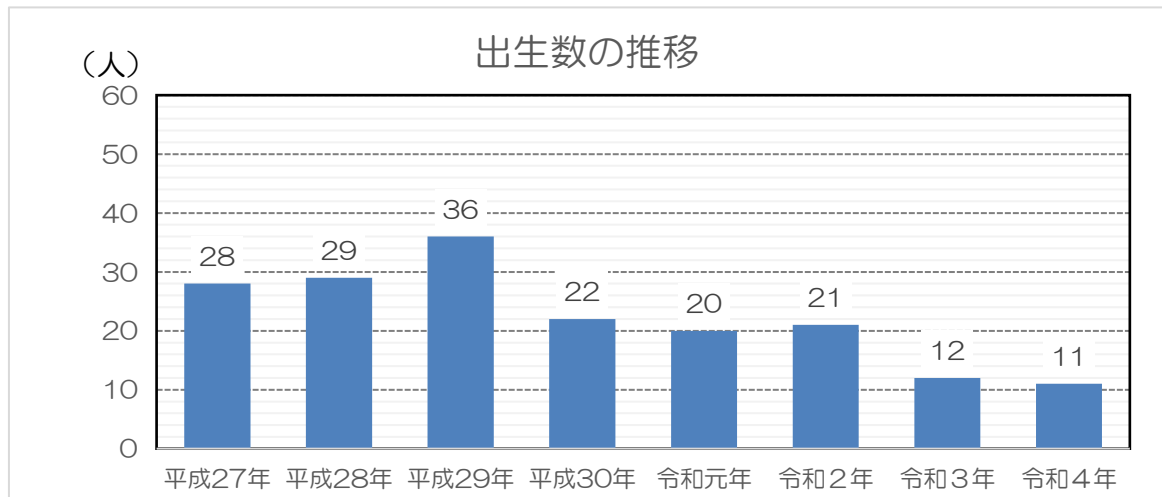


資料：関川村ひとり親家庭等医療費助成事業申請者（各年4月1日現在）

(2) 出生の現状

① 出生数の推移

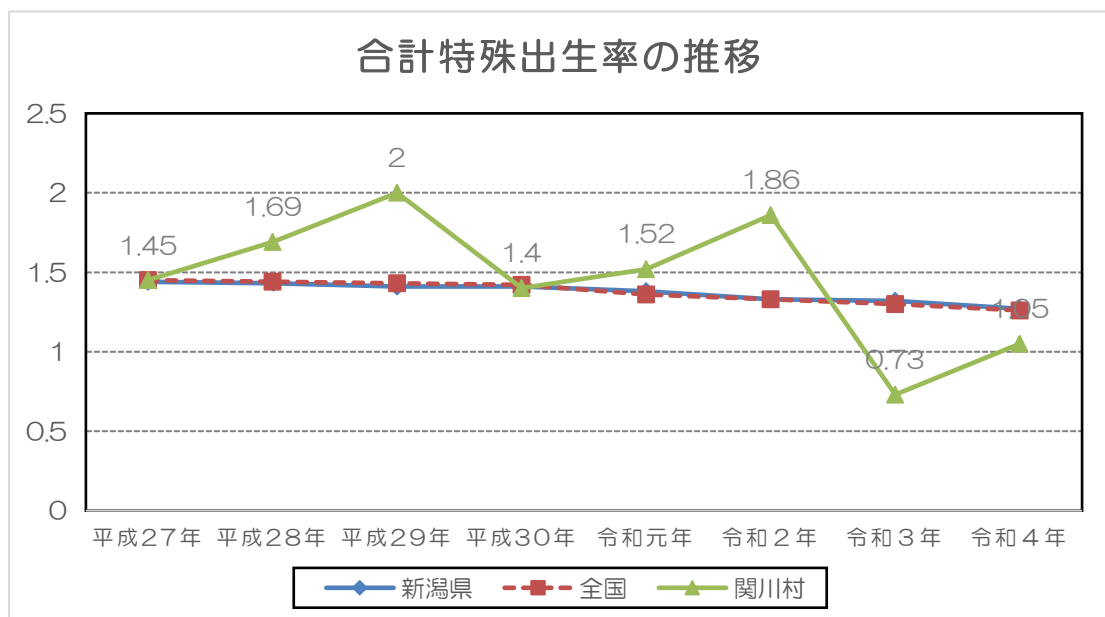
出生数の推移では、平成27年の28人から少しずつ増加して平成29年には36人まで増加。しかしその後減少し、令和4年には11人に減少してしまいました。



資料：新潟県福祉保健年報

② 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成27年以降増加。平成29年に2.00まで増加したが、次の年（平成30年）に1.4まで減少。その後増減を繰り返して令和4年に1.05まで減少してしまいました。



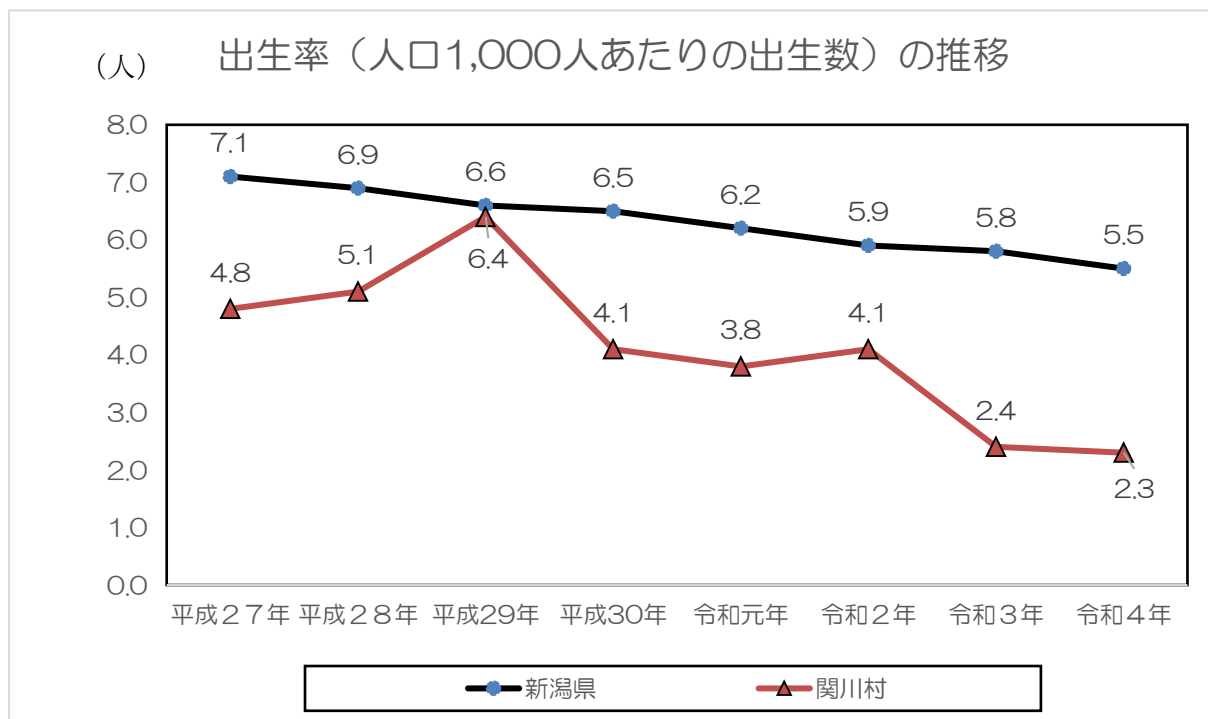
※合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当するもの

資料：新潟県福祉保健年報

③ 出生率（人口1,000人当たりの出生数）の推移

出生率（人口1,000人当たりの出生数）の推移では、平成27年以降増加傾向で平成29年に6.4人となる。しかし令和4年には2.3人まで減少。

なお、令和5年以降の県の数値はまだ公表されていません。



資料：新潟県福祉保健年報

2 教育・保育環境の現状

(1) 保育園の状況

① 入園児童数等

本村の保育園数は、令和6年度に下関保育園と大島保育園の統合により「関川なないろ保育園」となり、1園のみとなりました。

令和6年4月1日現在、本村の入園児童数は77人（3歳未満25人、3歳以上52人）で、定員数120人に対し64.2%の入園率となっています。

保育園の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）	2	2	2	2	1
定員数（人）	165	165	165	165	120
入園児童数（人）	114	130	117	94	77
3歳未満	39	42	39	30	25
3歳以上	75	88	78	64	52
入園率（％）	69.1	78.8	70.9	57.0	64.2

※各年度4月1日時点

② 延長保育の現状

本村では、保護者の就労形態の多様化に対するため、通常の開園時間を超えて保育を行っています。

現在、早朝7時30分～8時、16時～19時の延長保育を実施しています。

延長保育の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数（人） （年度途中申込み含む）	57	49	41	39	32

③ 0歳児保育の現状

本村では、8か月の誕生日の翌月から入園を受け入れています。

0歳児保育の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児入園児童数（人）	2	10	1	1	7

※各年度4月1日時点（途中入園により増員あり）

④ 障がい児保育の現状

心身に障がいを持つ集団保育が可能な児童を受け入れ、社会性と心身の発達を身につけさせるための障がい児保育の現状は、令和6年度の利用児童はありません。

障がい児保育の実施状況（特別児童扶養手当受給児童）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施園数（か所）	2	2	2	2	1
利用児童数（人）	2	2	2	2	0

※各年度4月1日時点

⑤ 一時保育の現状

保護者が病気や出産等で、家庭での保育が一時的に困難となった場合などの一時保育事業の利用状況は以下のとおりです。

一時保育の利用理由は、「保護者の通院や急用のため」、「就労のため」、「冠婚葬祭などの理由が生じたとき」となっています。

一時保育の利用状況（延べ人数）

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
半日（4時間）利用者	6	38	3	0	6
1日（8時間）利用者	19	32	0	1	26
合計利用者	25	70	3	1	32

※令和6年度は12月末時点。それ以外は各年度末時点

⑥ 病児・病後児保育事業

新潟県立坂町病院に隣接している、あらかわ病児保育センターの利用状況です。関川村及び村上市に住所を有する生後6ヵ月～小学校6年生までの児童が利用することができます。

あらかわ病児保育センター利用状況（関川村分・延べ人数）

單位：人

年令 年度	6カ 月～ 11カ 月	1歳	2歳	年少	年中	年長	小1	小2	小3	小4	小5	小6	計
令和元年度	6	3	21	4	0	4	2	2	0	0	0	0	42
令和2年度	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11
令和3年度	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3
令和4年度	0	10	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	24
令和5年度	0	20	6	4	13	3	0	0	0	0	0	0	46
令和6年度	0	0	3	3	5	0	3	0	0	0	0	0	14

※令和6年度は12月末時点。それ以外は各年度末時点

(2) 学童保育所の現状

学童保育所の現状は、現在関川小学校敷地内の1施設で実施されており、登録児童数の推移は、おおむね横ばいです。

「両親とも就労している」、「家族・親族の介護」等の理由から学童保育所を利用しています。

学童保育所の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（か所）	1	1	1	1	1
登録児童数（人）	67	59	70	67	69
1年生	15	11	17	14	17
2年生	18	17	8	17	13
3年生	14	15	17	7	14
4年生	14	9	15	14	8
5年生	5	7	9	13	8
6年生	1	0	4	2	9

※各年度4月1日時点

(3) 地域子育て支援拠点事業の現状

子育て支援センターすくすくは、乳幼児やその保護者に交流の機会を提供し、保護者の育児に対する不安の解消を図り、子育てについて学びあうことを目的に平成16年度に開設されました。

子育て支援センターすくすくの利用状況は、以下のとおりです。

地域子育て支援センターすくすくの利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加延人数(人)	0歳児	417	230	233	134	47
	1歳児	267	143	34	81	70
	2歳児	106	278	30	56	36
	3歳児	0	4	0	0	0
	合計	790	655	297	271	153
実施回数(回)		171	173	129	233	176

※令和6年度は12月末日時点。それ以外は各年度末時点

令和2年度は利用人数が790人だったが、令和6年度は利用人数が153人に減少。

令和2年度を100とした場合の20%の利用。出生数が減少した事と、育児休暇後や0歳・1歳から保育園に入園する子が増えてきたためと考えられます。

3 母子保健の現状

本村では、妊娠期から母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問など母子保健事業を行っています。

(1) 妊婦一般健康診査受診券・母子健康手帳交付

妊娠届が提出された際に、母子健康手帳を交付するとともに、14回分の妊婦一般健康診査と2回分の産婦健康診査を公費で受けられるよう補助券（受診券）を交付しています。

母子健康手帳交付の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦一般健康診査受診券（件）	14	14	20	22	5
母子健康手帳（件）	14	15	16	10	4

※令和7年2月1日現在

出典：交付名簿（転出を含む）

(2) 産婦・新生児訪問指導

訪問を希望された方に助産師や保健師が訪問し、産婦の健康面や児の発育発達の確認、生活上の指導、育児に関する相談等を行っています。

産婦・新生児訪問指導の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産婦（延人数）	30	22	19	27	11
新生児（延人数）	19	18	13	12	11

出典：決算認定資料（村外からの里帰りも含む）

(3) 2か月児訪問指導

生まれて2か月になる児全員を対象に、保健師が訪問し、発育発達の確認や生活上の指導、育児相談、村の健診や予防接種等について説明を行っています。

2か月児訪問指導の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数（人）	14	14	9	13	8

出典：決算認定資料（村外からの里帰りも含む）

(4) 1・4・7か月児健康診査（医療機関委託）

1・4・7か月児に対して、公費で医療機関での健康診査を受けられるよう受診券を交付しています。

※開始年度：7か月児健診は令和3年度、1か月児健診は令和4年度

1・4・7か月児健康診査の現状

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1か月児健診	対象者数（人）					5
	受診者数（人）					5
	受診率（％）					100
4か月児健診	対象者数（人）	22	10	15	14	5
	受診者数（人）	22	10	13	14	5
	受診率（％）	100	100	86.7	100	100
7か月児健診	対象者数（人）		11	15	8	7
	受診者数（人）		11	15	6	7
	受診率（％）		100	100	75.0	100

出典：決算認定資料(入院・受診中の児は省く)

(5) 乳児相談

4～5か月・10～11か月・2歳児に対して乳児相談を実施しています。

乳児相談の現状

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4～5か月児	受診者数（人）	20	10	17	13	11
10～11か月児	受診者数（人）	※30	19	15	7	13
2歳児	受診者数（人）	9	21	23	14	9

※7～8か月児も含む

出典：決算認定資料（2歳児は幼児歯科健康診査と同様）

(6) 幼児健康診査

1歳6か月児・3歳児に対して幼児健康診査を実施しています。

幼児健康診査の現状

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1歳6か月児	対象者数(人)	23	26	14	16	6
	受診者数(人)	22	25	13	16	6
	受診率(%)	95.7	96.2	92.9	100	100
3歳児	対象者数(人)	41	20	22	22	6
	受診者数(人)	40	19	21	22	5
	受診率(%)	97.6	95.0	95.5	100	100

出典：決算認定資料（村外からの里帰りも含む）

(7) 幼児歯科健康診査

1歳6か月～4歳児に対して、およそ半年間隔で歯科健康診査を実施しています。

幼児歯科健康診査の現状

※1歳6か月児・3歳児は幼児健康診査にて歯科健康診査を実施

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2歳児	対象者数(人)	9	23	23	15	10
	受診者数(人)	9	21	23	14	9
	受診率(%)	100	91.3	100	93.3	90
2歳6か月児	対象者数(人)	19	24	23	15	13
	受診者数(人)	17	21	21	14	13
	受診率(%)	89.5	87.5	95.5	93.3	100
3歳6か月児	対象者数(人)	16	24	19	24	11
	受診者数(人)	16	24	18	22	9
	受診率(%)	100	100	94.7	91.7	81.8
4歳児	対象者数(人)	31	26	35	15	20
	受診者数(人)	27	21	35	14	17
	受診率(%)	87.1	80.8	71.4	93.3	85

※令和6年度の数値については、令和7年2月1日現在、他は各年度末

(8) 妊婦歯科健康診査

歯周疾患にかかりやすい妊娠期の女性を対象とし、無料で歯科健診を1回受けられるよう（希望制）、妊娠届が提出された際に補助券（受診券）を交付しています。

妊婦歯科健康診査の現状

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者数（人）	14	14	16	10	5
受診者数（人）	4	2	3	6	2
受診率（％）	28.6	14.3	18.8	60	40

※令和6年度の数値については、令和7年2月1日現在、他は各年度末

(9) むし歯の状況

本村は、県内の市町村の中でも、就学前児童におけるむし歯の子の割合や 1 人当たりのむし歯の本数が多い状況が続いています。小学生はむし歯の本数が県内のなかでも少なくなっています。

むし歯の現状

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 歳 6 か月児	むし歯有病者率 (%)	0	0	0	6.3	0
	一人平均むし歯数 (本)	0	0	0	0.13	0
2 歳児	むし歯有病者率 (%)	0	0	0	0	11.1
	一人平均むし歯数 (本)	0	0	0	0	0.11
2 歳 6 か月児	むし歯有病者率 (%)	11.8	0	4.8	7.1	7.69
	一人平均むし歯数 (本)	0.71	0	0.19	0.14	0.46
3 歳児	むし歯有病者率 (%)	12.5	0	9.5	4.5	20.0
	一人平均むし歯数 (本)	0.48	0	0.19	0.09	0.4
3 歳 6 か月児	むし歯有病者率 (%)	12.5	16.7	5.6	9.1	11.1
	一人平均むし歯数 (本)	0.25	0.58	0.11	0.32	0.22
4 歳児	むし歯有病者率 (%)	44.4	38.1	32.0	7.1	11.76
	一人平均むし歯数 (本)	1.56	2.29	0.64	0.36	0.41

※令和6年度の数値については、令和7年2月1日現在、他は各年度末

4 【保護者】子育て支援に関するニーズ調査にみられる意向

(1) 保護者調査概要

本計画を策定するにあたり、保護者のニーズを確認するとともに、保育・教育事業のニーズ推計の基礎データとするため、「第3期子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

- 調査対象者：関川村内在住の0歳～12歳（就学前～小学生児童）のいる世帯の保護者 ※令和6年12月11日現在

※対象は全世帯とし、1世帯につき1回答とする。世帯内に兄弟姉妹がいる場合は一番年下の子を回答対象として依頼。

- 調査期間：令和6年12月13日（金）～12月24日（火）
※回答期限は12月31日（火）まで延長した。

- 調査方法：ウェブでのアンケート調査。
保育園・小学校からQRコード付きの依頼文書を配布。それ以外は郵送。

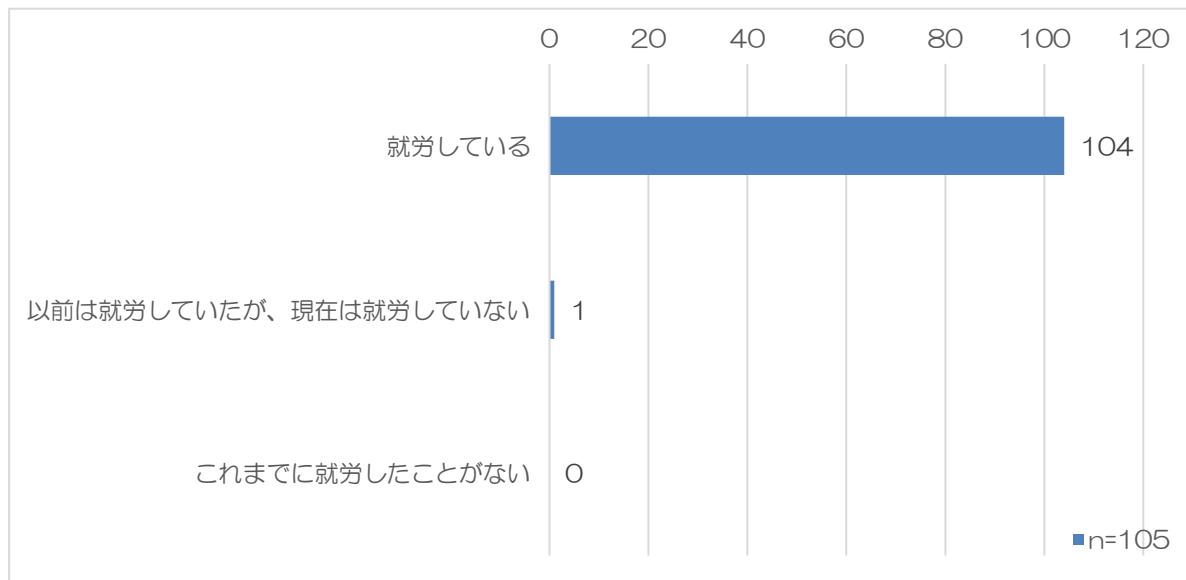
調査の回収率

調査対象者（配布数） ※兄弟姉妹は除いた世帯数	回収数	回収率
175 件	114 件	65.1%

(2) 保護者の就労状況・希望

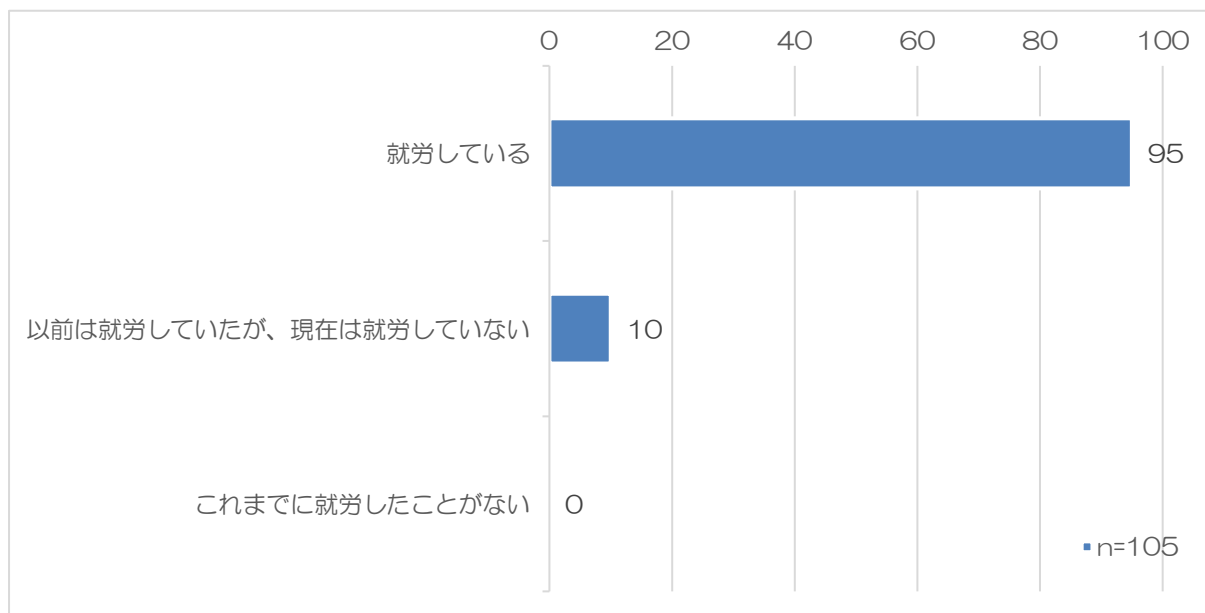
●父親の就労状況（自営業、家族従事者含む）を伺います。[設問 33]

一番多いのは、父親が「就労している」104件（99%）であった。



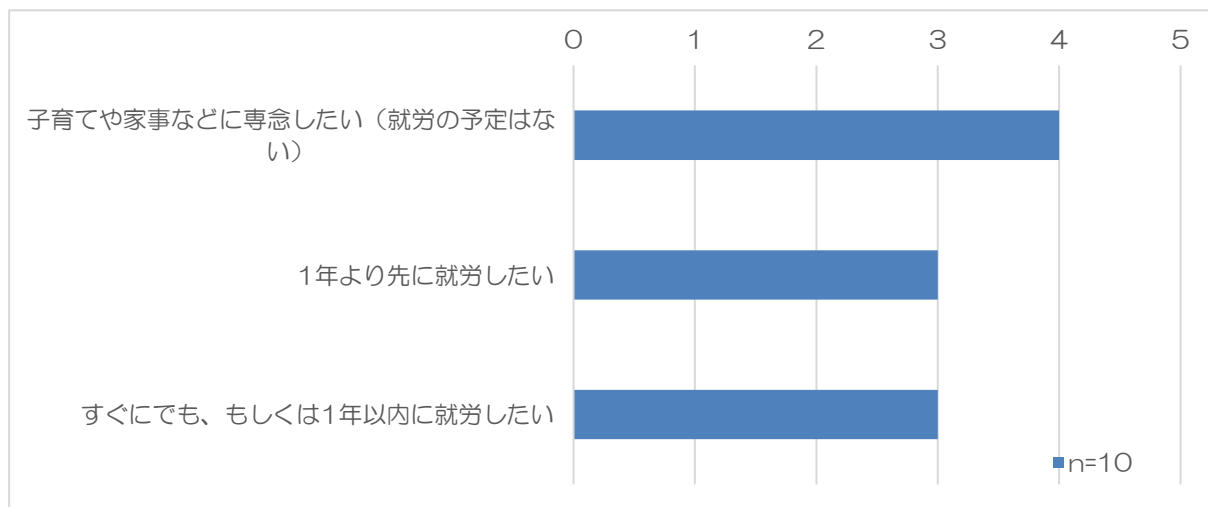
●母親の就労状況（自営業、家族従事者含む）を伺います。[設問 26]

母親が「就労している」95件（90%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」10件（10%）であった。



●（母親で現在は就労していない方）就労したいという希望はありますか。〔設問31〕

「就労の予定がない」が4件（40%）、次いで「1年より先に就労したい」3件（30%）、「1年以内に就労したい」3件（30%）であった。

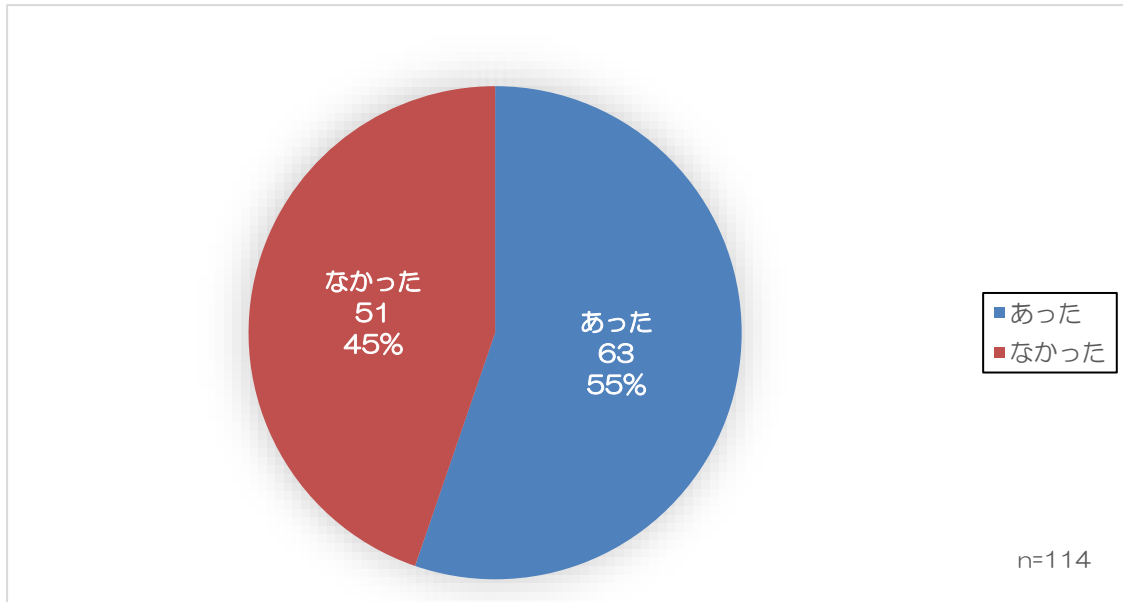


(3) 病気やケガによる時の対応・預けたいところ

●この1年間に、あて名のお子さんが病気やケガで通園・通学ができなかったことはありますか。

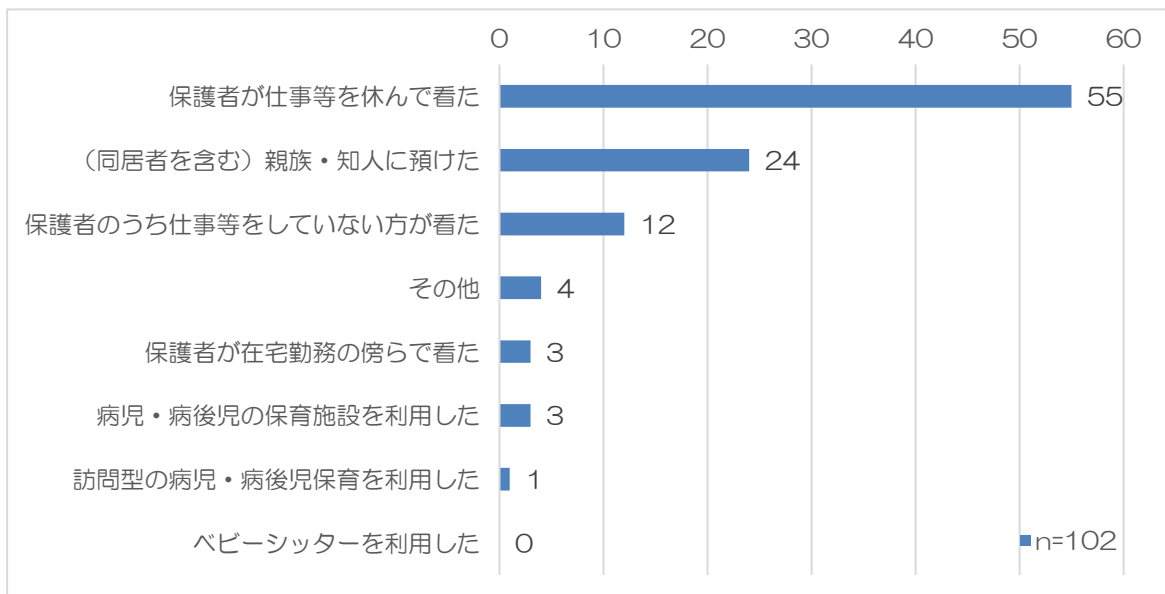
〔設問 79〕

あて名のお子さんがこの1年間で病気やケガで通園・通学できなかったのが「ある」人が63件（55%）、「ない」人が51件（45%）であった。



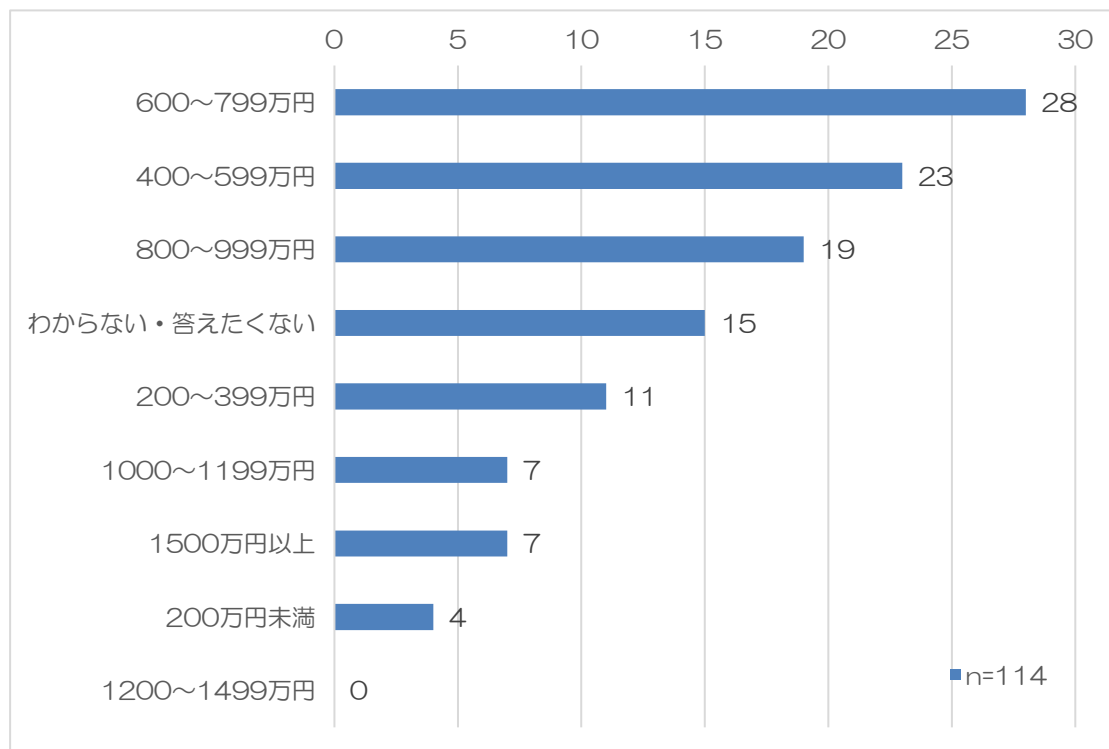
●通園・通学できなかったのが「ある」場合の対処方法（あてはまるすべて）〔設問 80〕

一番多かったのが、「保護者が仕事等を休んで見た」が55件（54%）、次いで「（同居者含む）親族・知人に預けた」が24件（24%）であった。



（４）経済状況

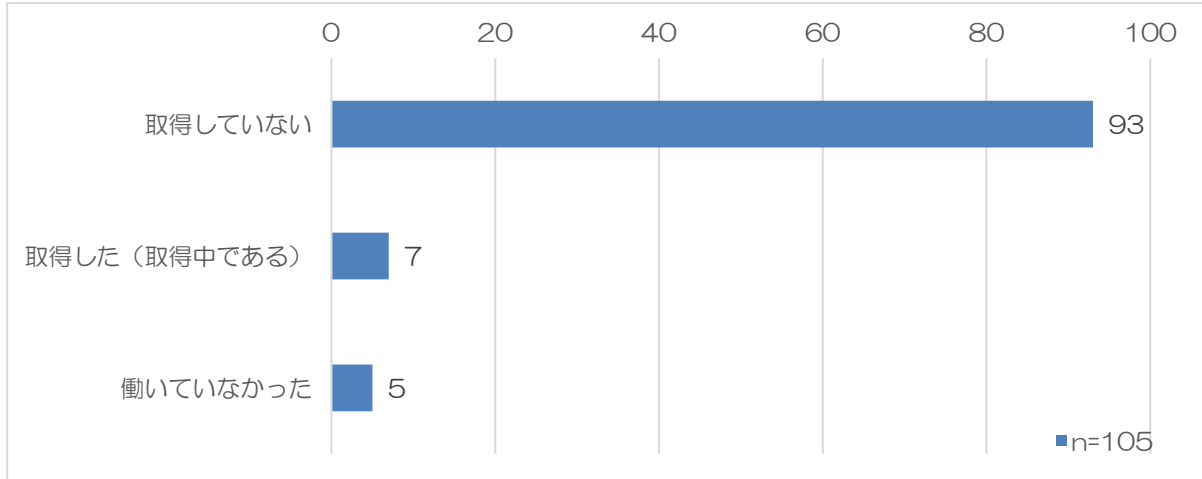
●令和5年1年間の世帯全体の年間収入（税・社会保険料等控除前）をお伺いします〔設問14〕
一番多かったのは「600～799万円」で28件（25%）、次いで「400～599万円」で23件（20%）であった。



（５）職場の両立支援制度（育児休業）

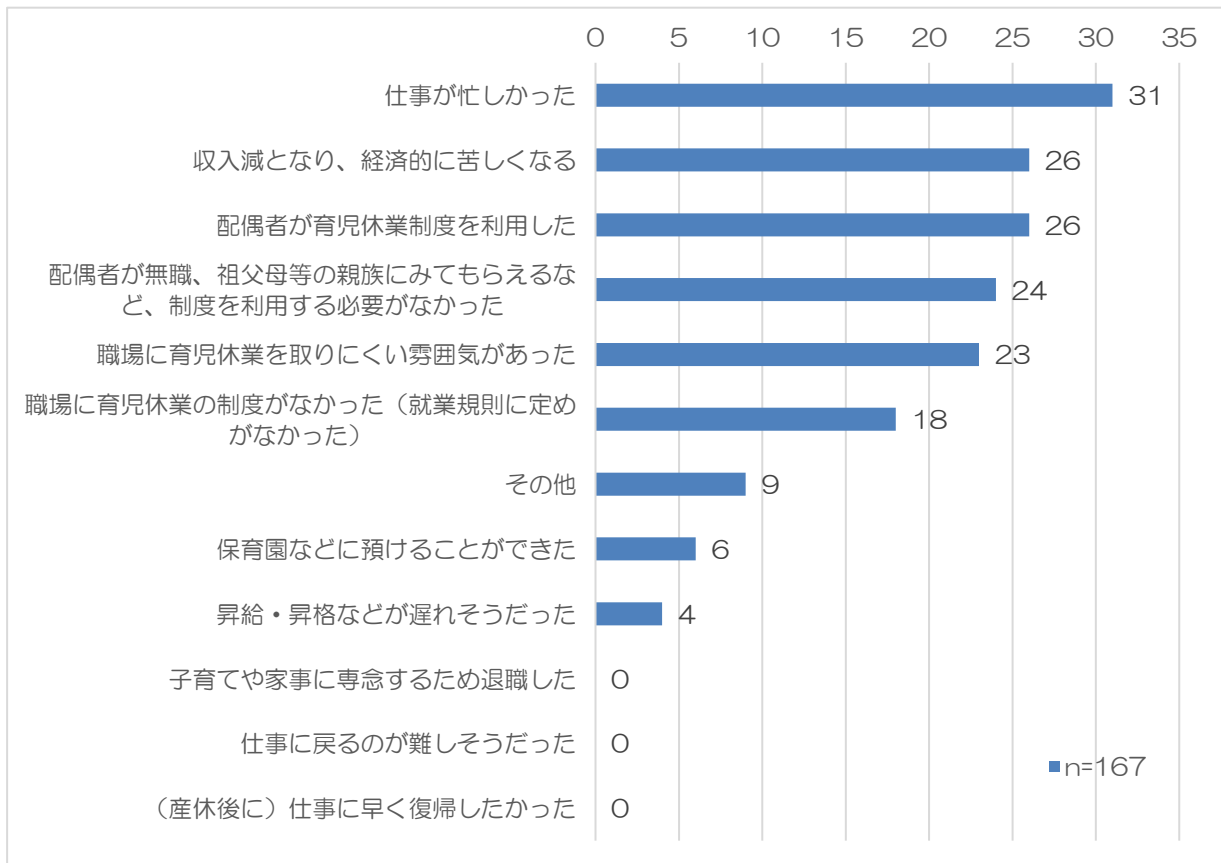
●父親はあて名のお子さんが生まれたとき、育児休業を取得しましたか。〔設問 21〕

一番多かったのは「取得していない」が93件（89％）であった。



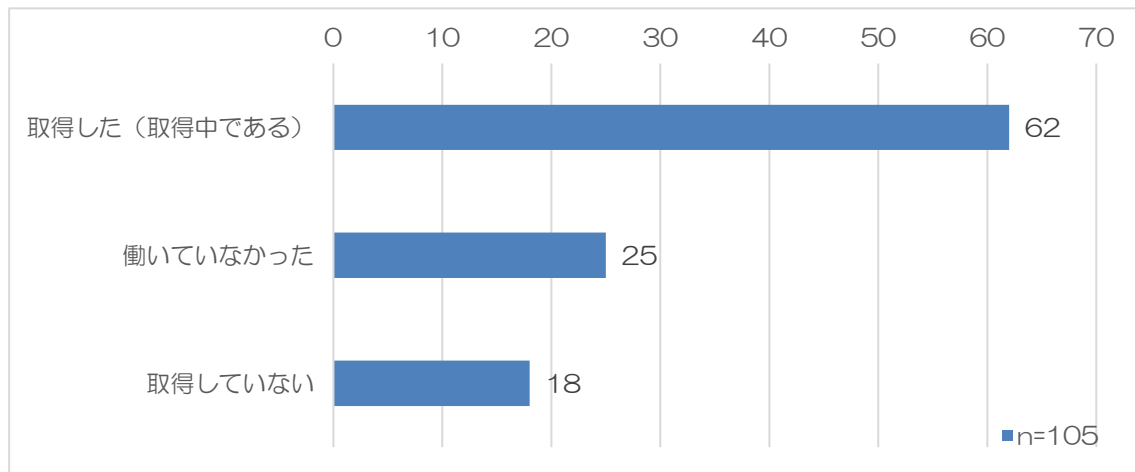
●【父親で育児休業を取得していない方】育児休業を取得していない理由は何ですか（あてはまるすべて）〔設問 22〕

一番多かった理由は「仕事が忙しかった」31件（回答者のうち32％）、次いで「収入減となり経済的に苦しくなる」と「配偶者が育児休業制度を利用した」が26件（回答者のうち26％）であった。



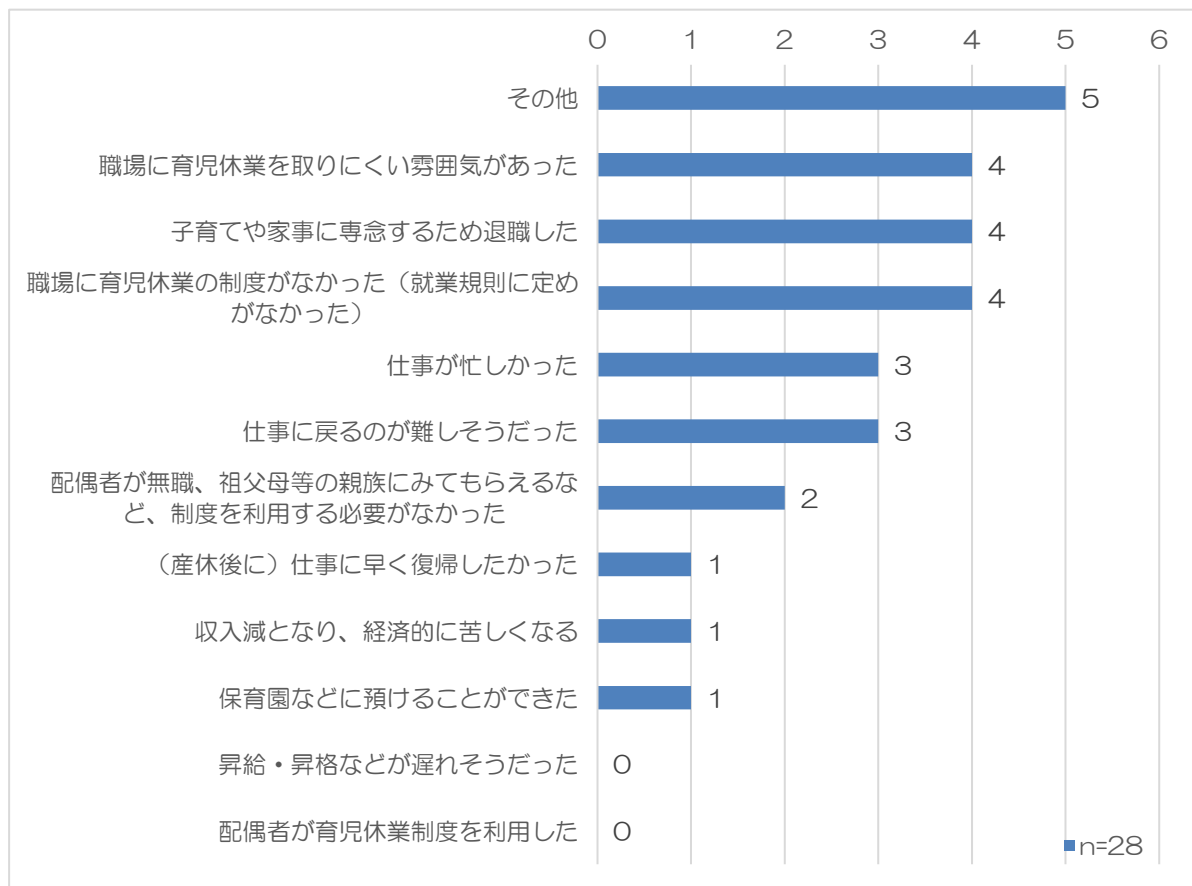
●母親はあて名のお子さんが生まれたとき、育児休業を取得しましたか。〔設問 16〕

一番多かったのは「取得した（取得中）」が62件（59%）、次いで「働いていなかった」が25件（24%）であった。



●【母親で育児休業を取得していない方】育児休業を取得していない理由は何ですか（あてはまるすべて）〔設問 17〕

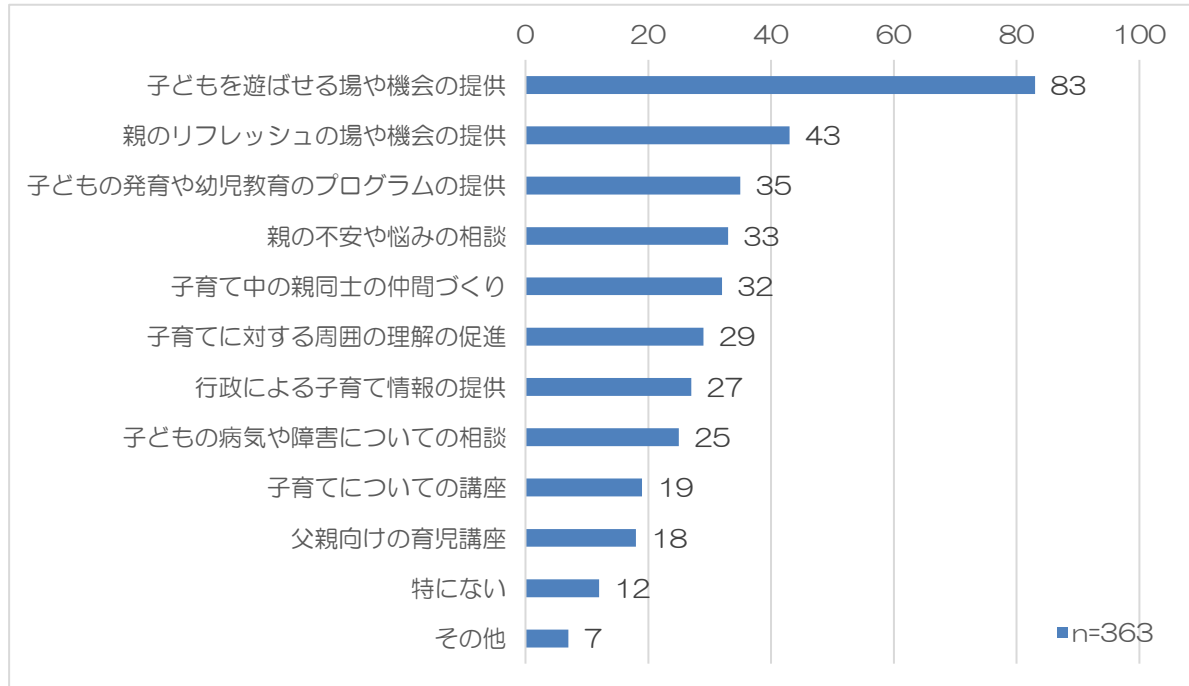
一番多かった理由は「その他」5件（18%）、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「子育てや家事に専念するために退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」が4件（14%）であった。



(6) 子育てに関する考え・困りごと

●次のサポートのうち、日常の子育てを楽しく、安全に行うために重要だと思うものはどれですか（あてはまるものすべて）〔設問 111〕

一番多かったのは「子どもを遊ばせる場や機会の提供」が83件（回答者のうち73%）、次いで「親のリフレッシュの場や機会の提供」が43件（回答者のうち38%）であった。

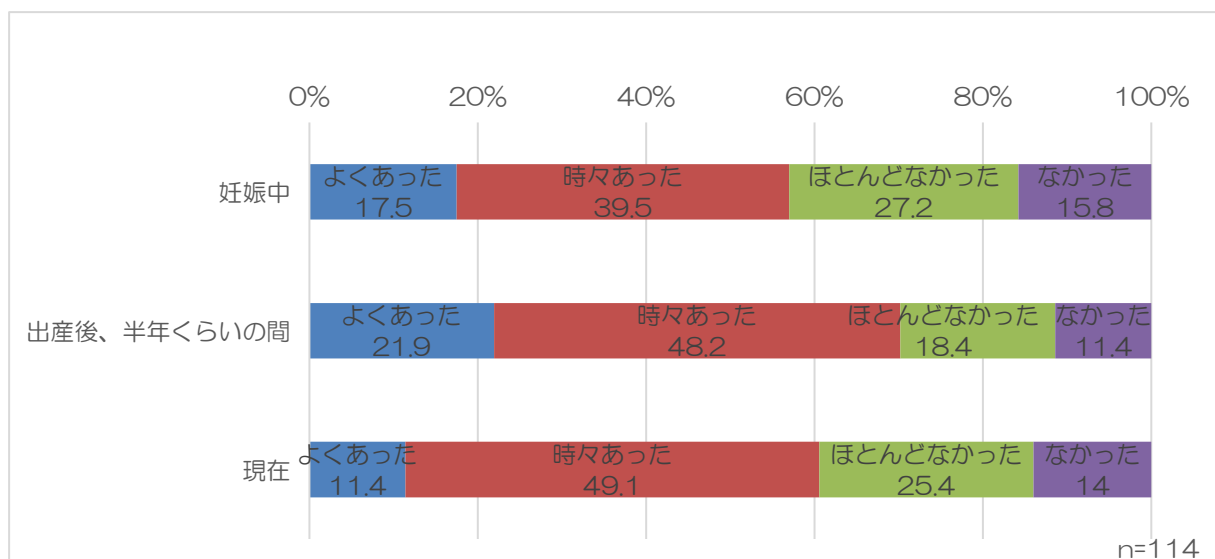


●妊娠中から現在までで、子育てについて、不安を感じたり、自信が持てなくなることがあります。〔設問 112〕

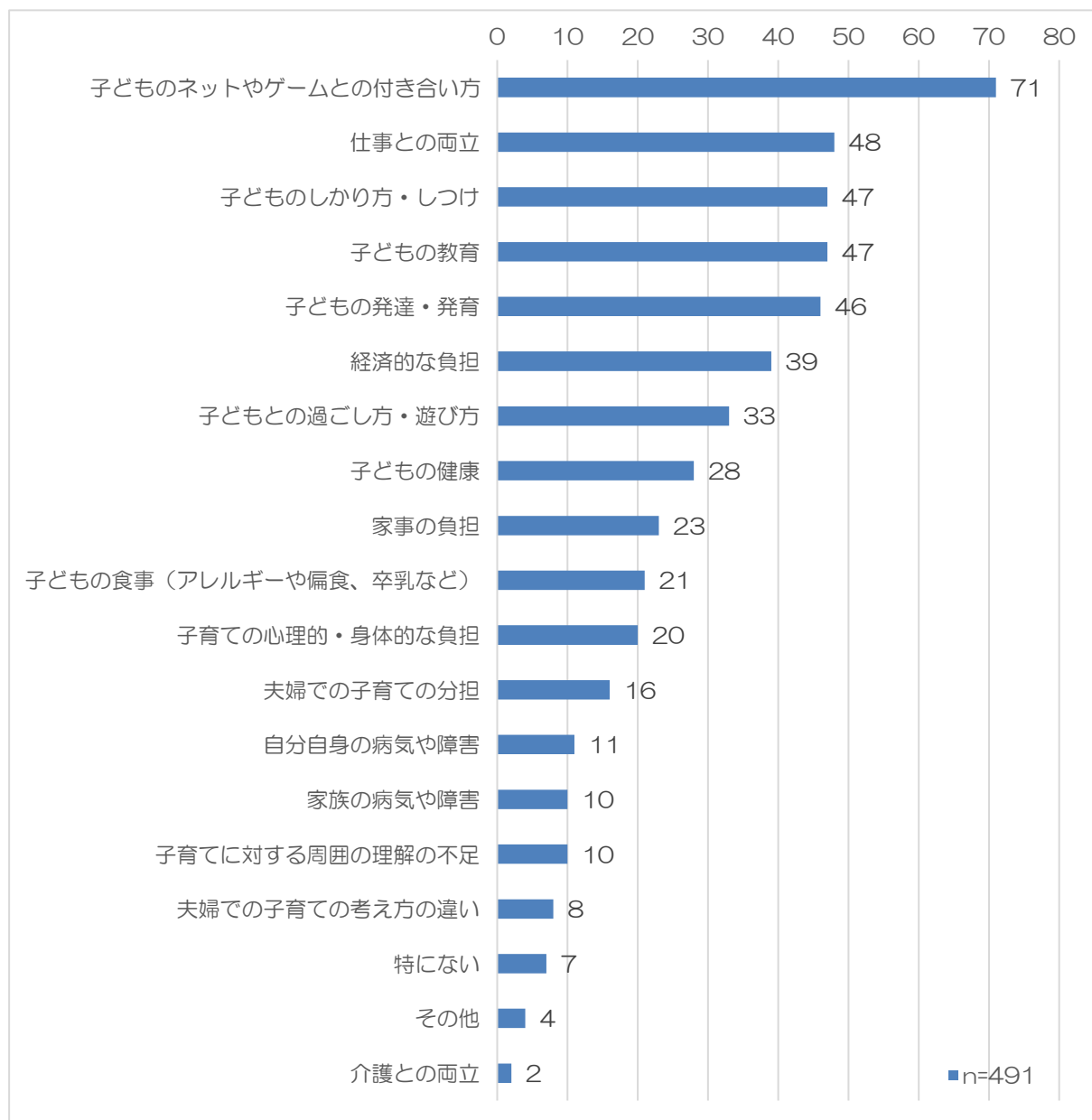
妊娠中は「時々あった」が39.5%、次いで「ほとんどなかった」が27.2%であった。

出産後、半年くらいの間は「時々あった」が48.2%、次いで「よくあった」が21.9%であった。

現在は「時々あった」が49.1%、次いで「ほとんどなかった」が25.4%であった。



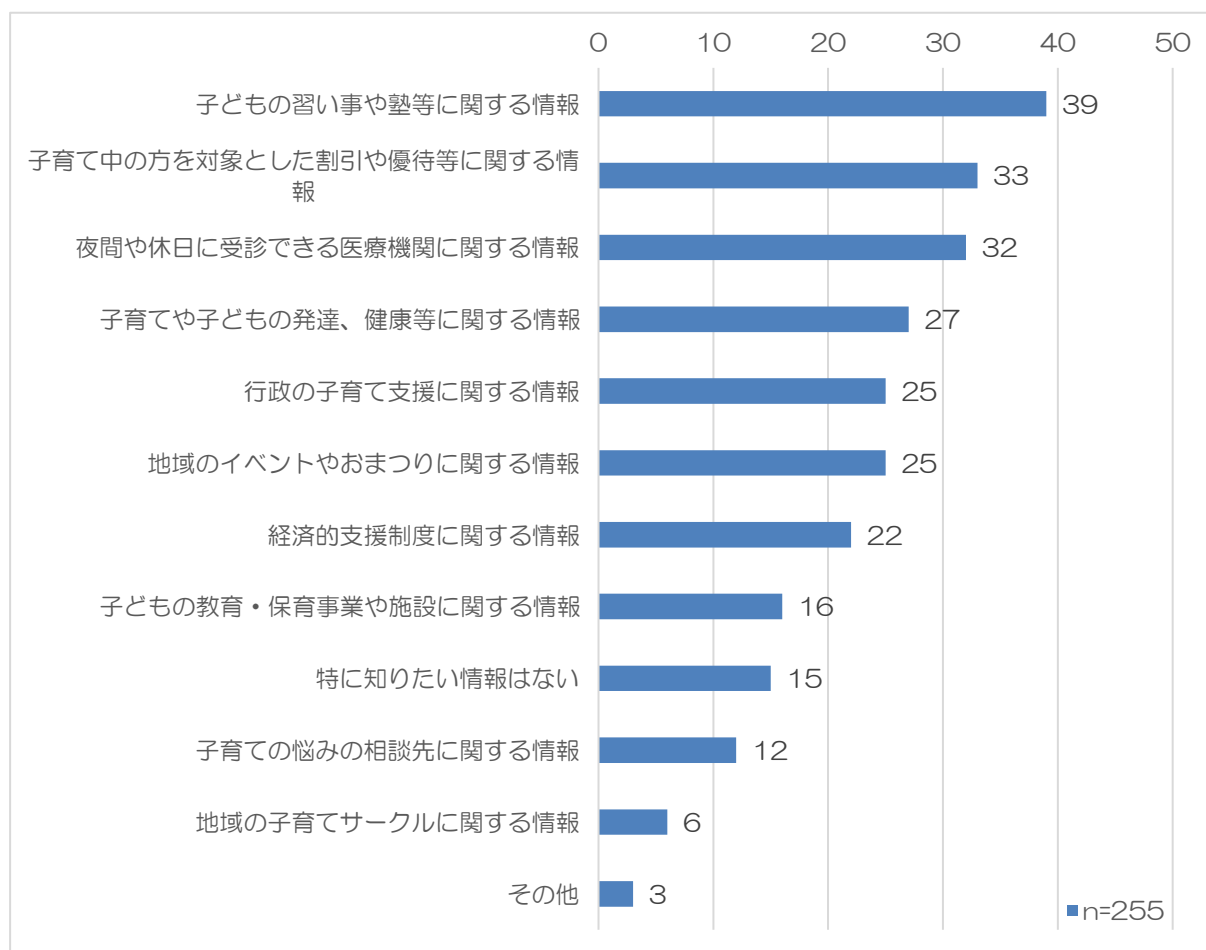
●現在、子育てをされていて感じている困りごとは何ですか(あてはまるものすべて) [設問 113]
一番多かったのは「子どものネットやゲームとの付き合い方」が 71 件(回答者のうち 62%)、
次いで「仕事との両立」48 件(回答者のうち 42%)、「子どものしかり方・しつけ」と「子ども
の教育」が 47 件(回答者のうち 41%)であった。



(7) 子育ての環境や支援への満足度

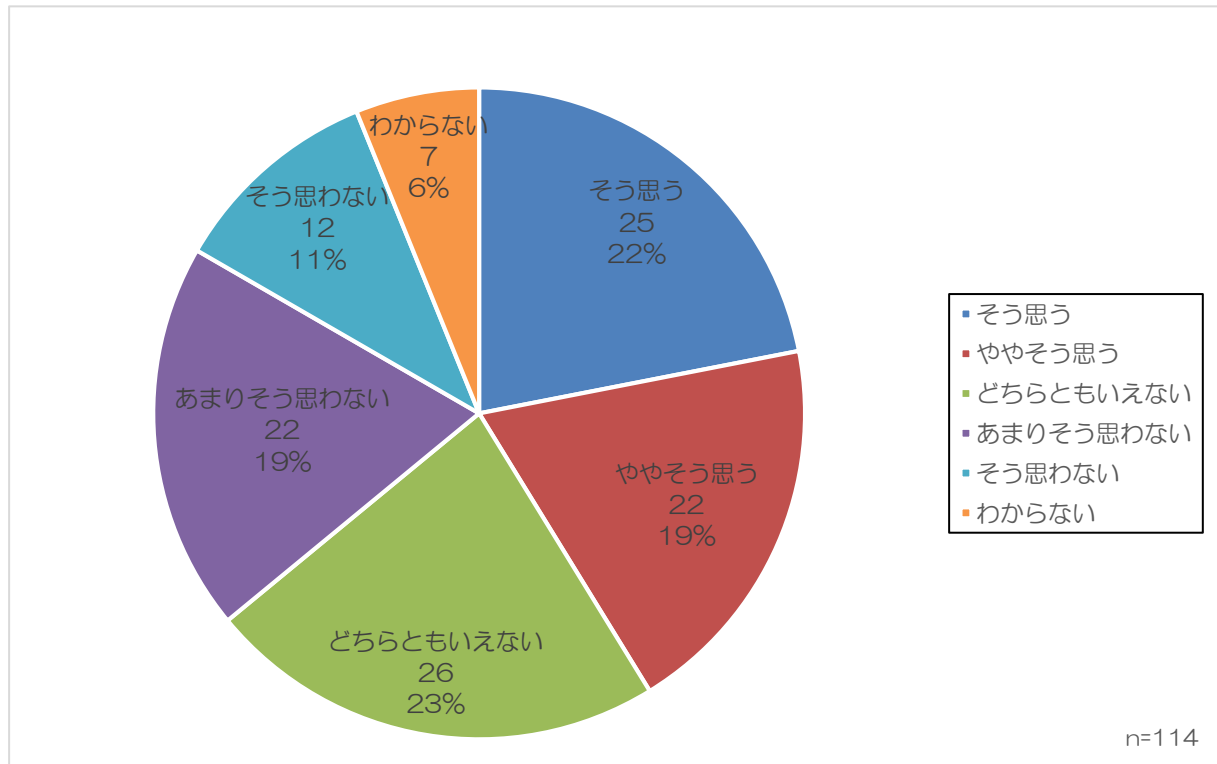
●子育てをする上で、知りたい情報についてお答えください（3つまで）〔設問 114〕

一番多いのは「子どもの習い事や塾等に関する情報」が39件（回答者のうち34%）、次いで「子育て中の方を対象とした割引や優待等に関する情報」が33件（回答者のうち29%）、「夜間や休日に受診できる医療機関に関する情報」が32件（回答者のうち28%）であった。



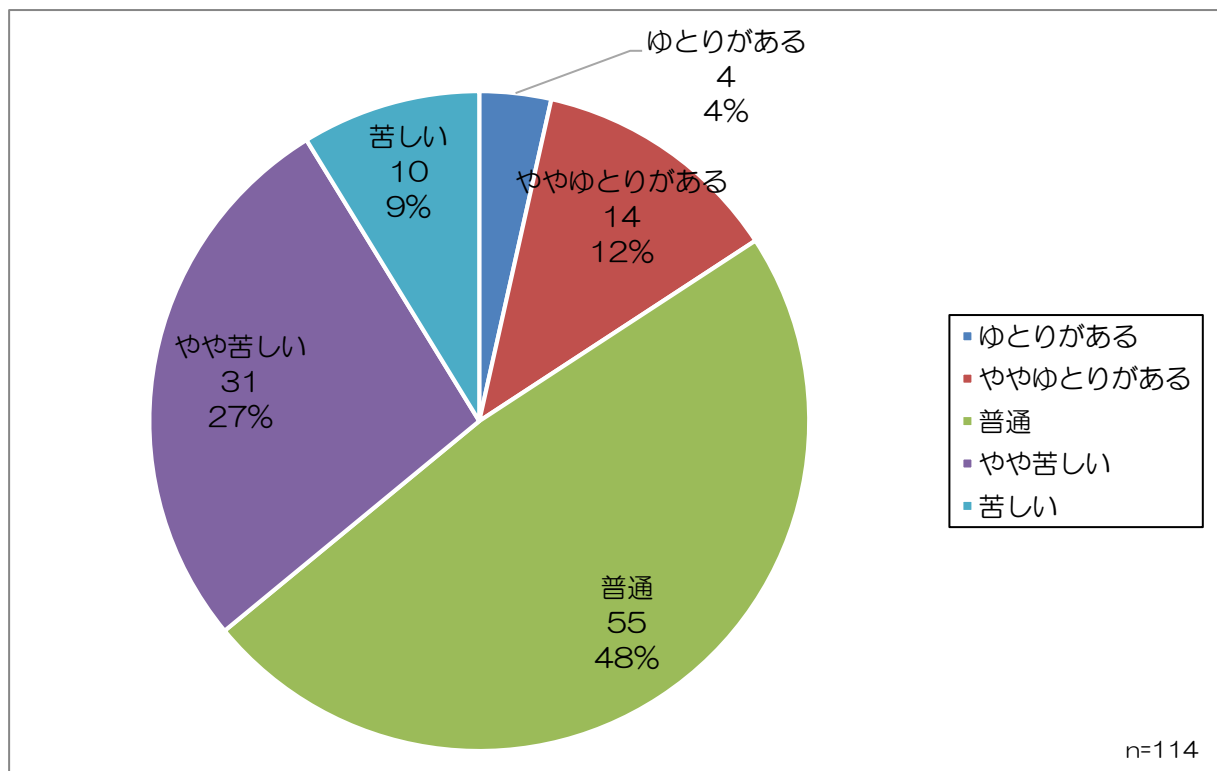
●あなたは、関川村に10年後も住んでいたいと思いますか。[設問115]

「そう思う」「ややそう思う」の合計は47件（41%）、「そう思わない」「あまりそう思わない」の合計は34件（30%）であった。

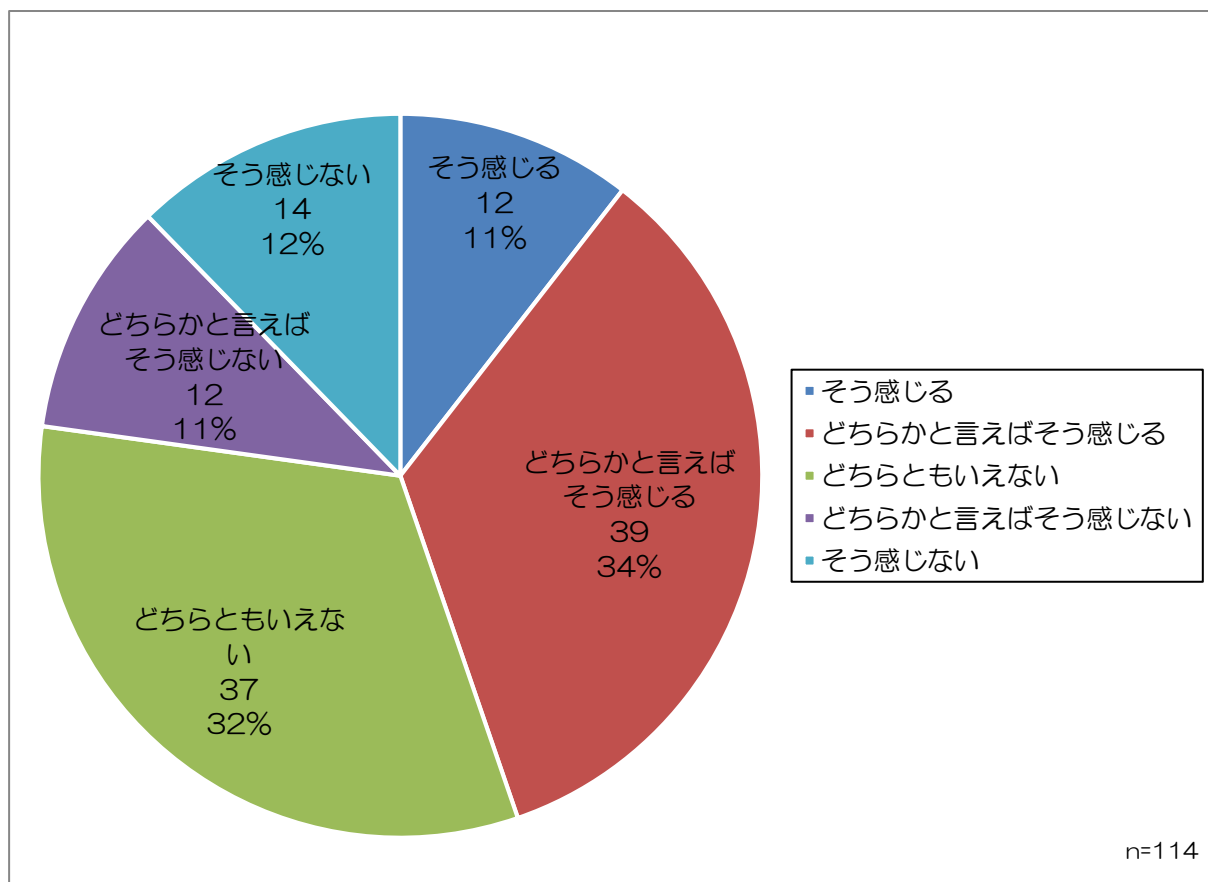


●現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。[設問116]

「ゆとりがある」「ややゆとりがある」の合計は18件（16%）、「苦しい」「やや苦しい」の合計は41件（36%）であった。

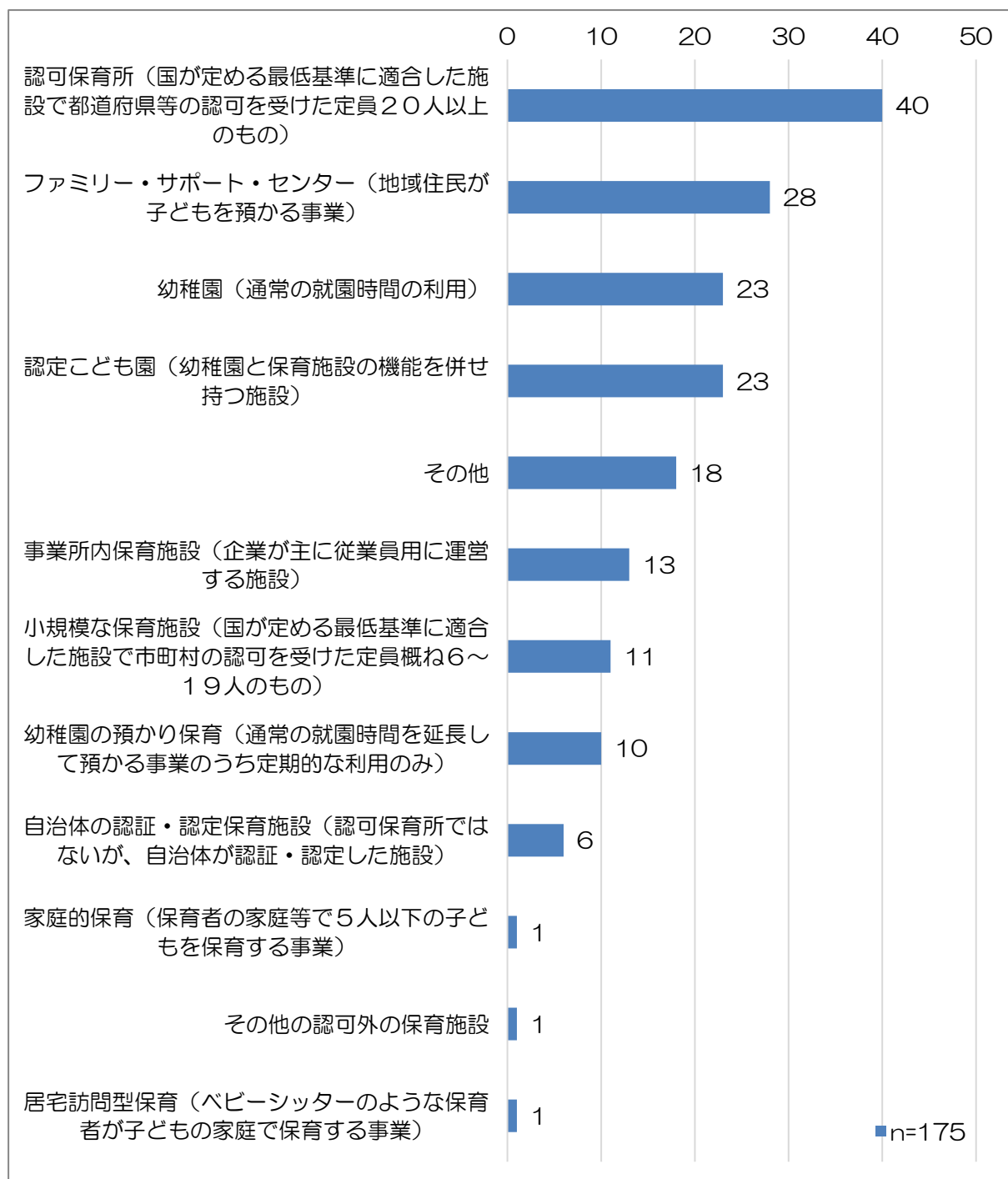


●子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じますか。[設問 117]
「そう感じる」「どちらかと言えばそう感じる」の合計は51件（45%）、「そう感じない」「どちらかと言えばそう感じない」の合計は26件（23%）であった。

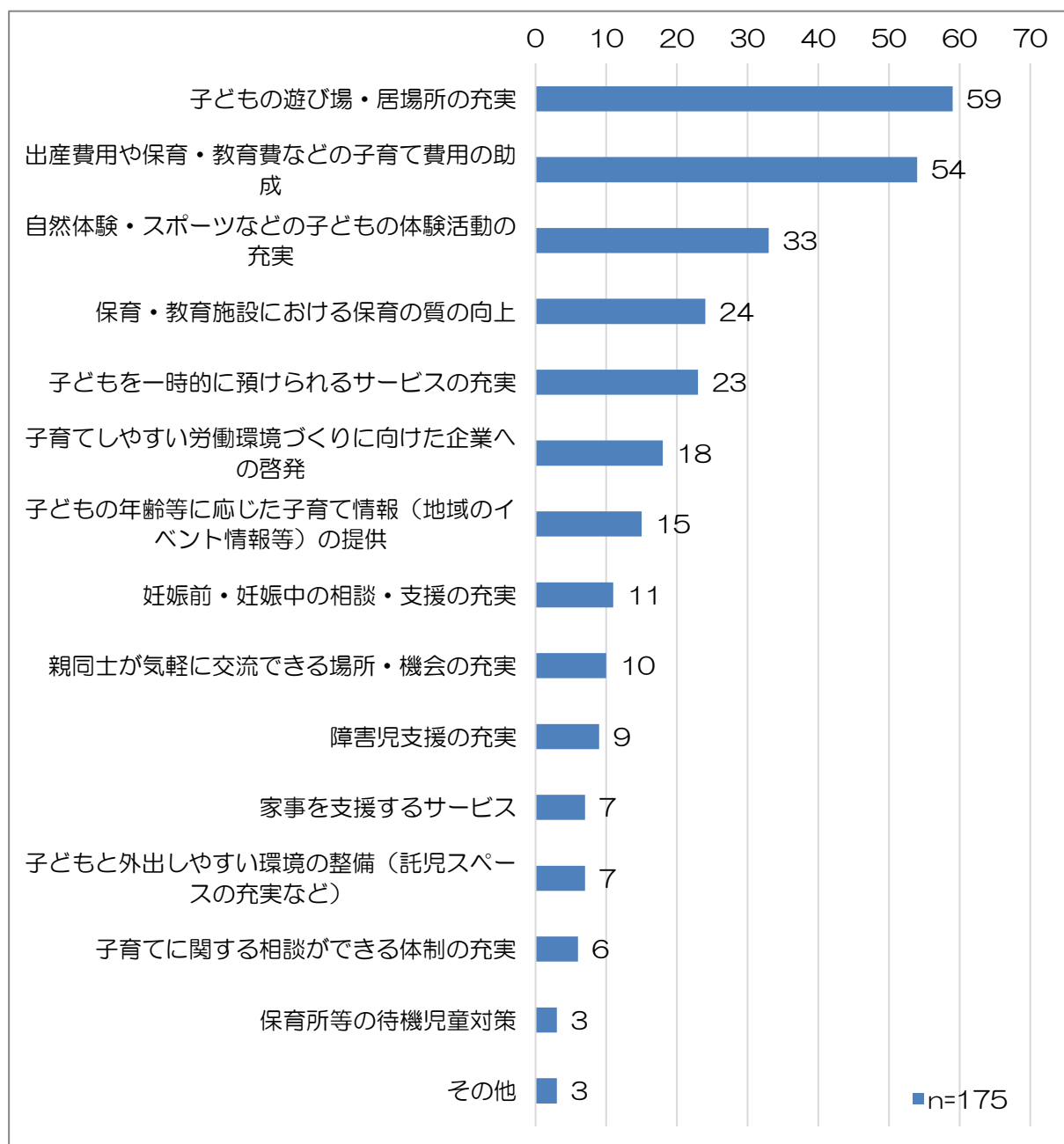


(8) 今後の子育て支援に臨むものについて

●現在、利用している利用していないにかかわらず、あて名のお子さんの平日の教育・保育の事業として「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください(あてはまるすべて)。[設問 77]
一番多かったのは「認可保育所」で40件(回答者のうち35%)、次いで「ファミリーサポートセンター」が28件(回答者のうち25%)であった。



●今後、子育て支援の充実に向けて、行政にどのようなことを望みますか(3つまで)。**[設問 119]**
 一番多かったのは「子どもの遊び場・居場所の充実」が59件(回答者のうち52%)、次いで「出産費用や保育・教育費などの子育て費用の助成」が54件(回答者のうち47%)、「自然体験・スポーツなどの子どもの体験活動の充実」が33件(回答者のうち29%)であった。



(9) 自由記述について

●保育・教育、地域の子育て支援など、子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。[設問 120]

以下は、自由記述で寄せられた意見をカテゴリ別に整理した内容です。

項目	主な意見内容	概ね件数
保育・施設環境に関する意見	・屋内遊び場の設置: 約 10 件 ・保育時間の延長: 約 5 件 ・学童保育の利用制限緩和: 3 件	18 件
経済的支援に関する意見	・未満児保育料の減額/無償化: 約 5 件 ・給食費・通学費用の無償化: 約 3 件 ・オムツ・ミルク支援: 3 件	11 件
地域社会・行政への要望	・匿名アンケートの実施: 2 件 ・他地域との交流促進: 2 件 ・高齢者との協力体制: 1 件	5 件
交通・買い物環境の改善について	・バス路線・通学バスの改善: 3 件 ・村内での育児用品購入環境: 2 件	5 件
その他	・子育て応援パスポート導入: 2 件 ・運動教室の開催: 1 件	3 件

●項目別の主な意見内容

1. 保育・施設環境に関する意見（概ね 18 件）

- ・屋内遊び場の設置: 冬や雨の日でも子どもが遊べる屋内施設を求める声が多く、天候に左右されずに利用できる場所の必要性が挙げられました。
- ・保育時間の延長: フルタイム勤務の親に対応した柔軟な保育時間(例:朝 7 時半～夕方 6 時頃)の導入を希望する意見がありました。
- ・学童保育の利用制限緩和: 祖父母の存在による利用制限への不満があり、誰でも利用可能な仕組みを求める意見がありました。

2. 経済的支援に関する意見（概ね 11 件）

- ・未満児保育料の減額/無償化: 未満児保育料の高さが家計を圧迫しているため、半額化や無償化を望む声が多く寄せられました。
- ・給食費・通学費用の無償化: 子育て家庭への経済的負担軽減として、給食費や通学定期代の無償化を求める意見がありました。
- ・オムツ・ミルク支援: 高齢者向け支援と同様に、乳幼児用品（オムツやミルク）の助成金制度を導入してほしいとの要望がありました。

3. 地域社会・行政への要望（概ね5件）

- ・匿名アンケートの実施: 保護者から学校や保育園への意見を吸い上げるため、匿名で意見を収集する仕組みを求める声がありました。
- ・他地域との交流促進: 子どもの社会的視野を広げるため、他町村との交流機会やイベント開催を増やしてほしいという意見が挙げられました。

4. 交通・買い物環境（概ね5件）

- ・バス路線・通学バスの改善: 通学バスの停車地点増加や運行時間延長など、交通環境の改善を求める声が挙げられています。
- ・村内での育児用品購入環境: 村内でオムツやミルクなど育児用品を購入できる場所が少ないため、ドラッグストア誘致や割引券配布を希望する意見がありました。

5. その他（概ね3件）

- ・子育て応援パスポート導入: 他地域で実施されている子育て家庭向け割引制度（例：子育て応援パスポート）の導入を求める声がありました。

5 こどものニーズ調査にみられる意向

(1) こどもニーズ調査概要

令和5年4月に施行されたこども基本法では、「こども施策の策定、実施、評価するにあたり、施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と定められています。当事者である、こどものニーズを把握するために、小学生児童を対象にしたニーズ調査も実施しました。

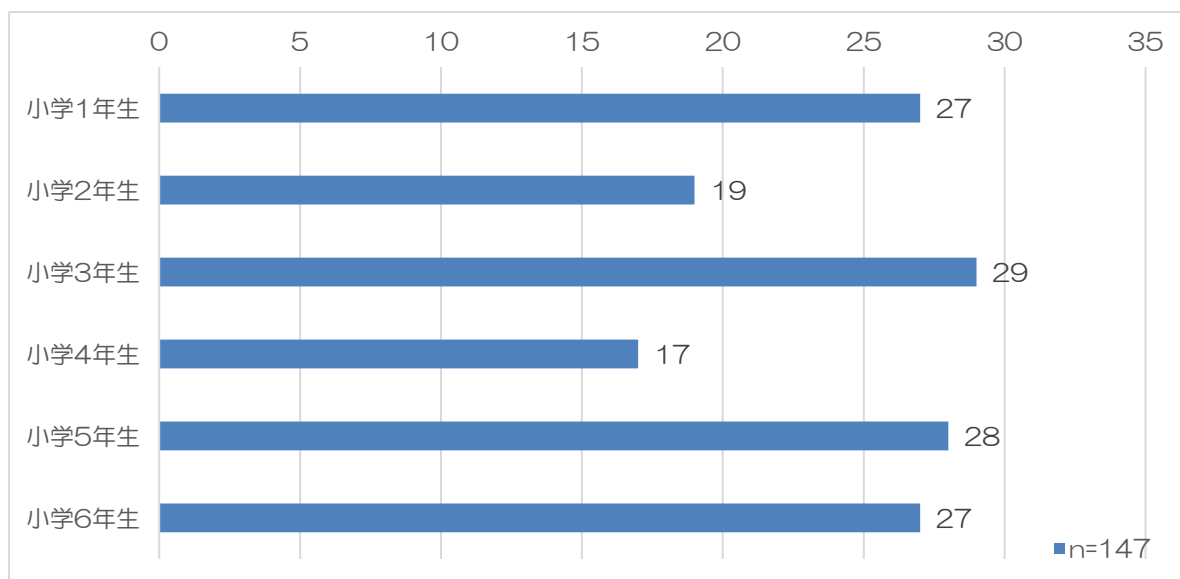
- 調査対象者：関川小学校1～6年生の児童
- 調査期間：令和6年12月13日（金）～12月24日（火）
※回答期限は令和7年1月10日（金）まで延長した。
- 調査方法：ウェブでのアンケート調査
関川小学校にQRコード付きの依頼文書を配布。小学校に回答にあたり協力依頼。

調査の回収率

調査対象者（配布数）	回収数	回収率
174 件	147 件	84.4%

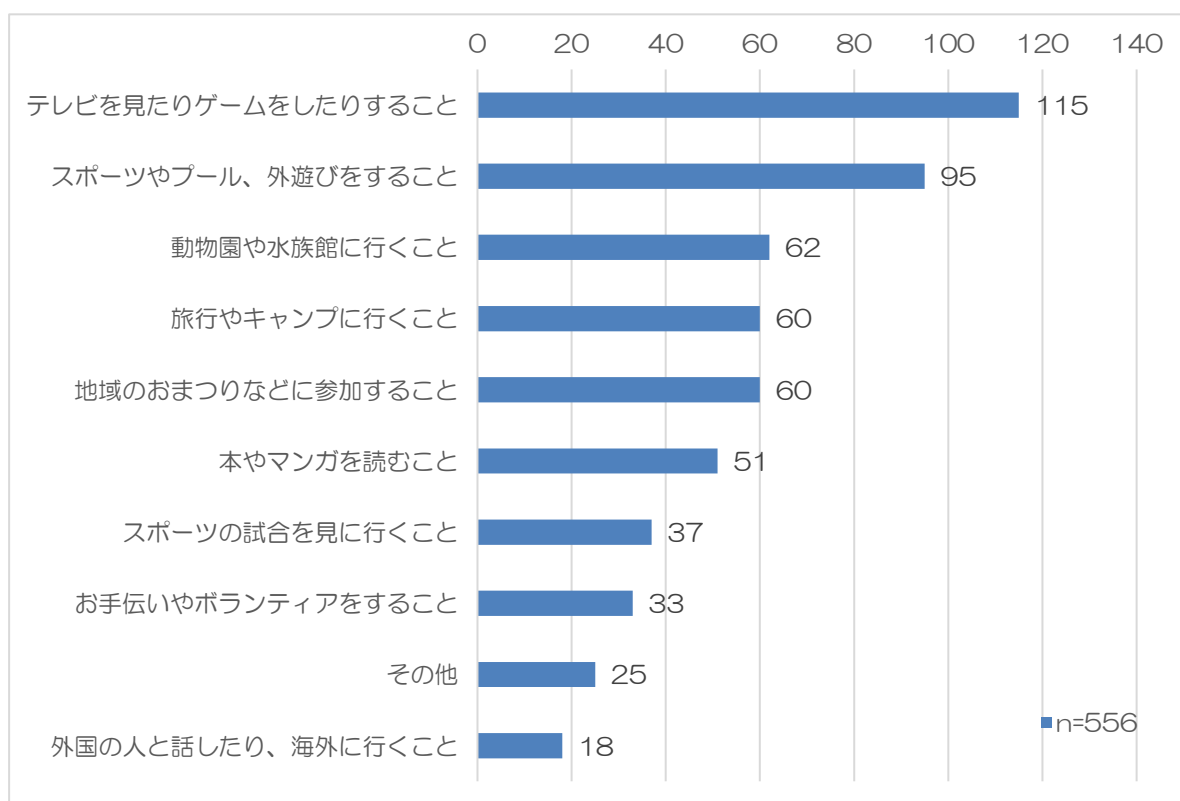
(2) こどものニーズ調査結果

●あなたの学年を教えてください。[設問 1]



●あなたが、学校が休みの日にやりたいことに選んでください（いくつでも）[設問 2]

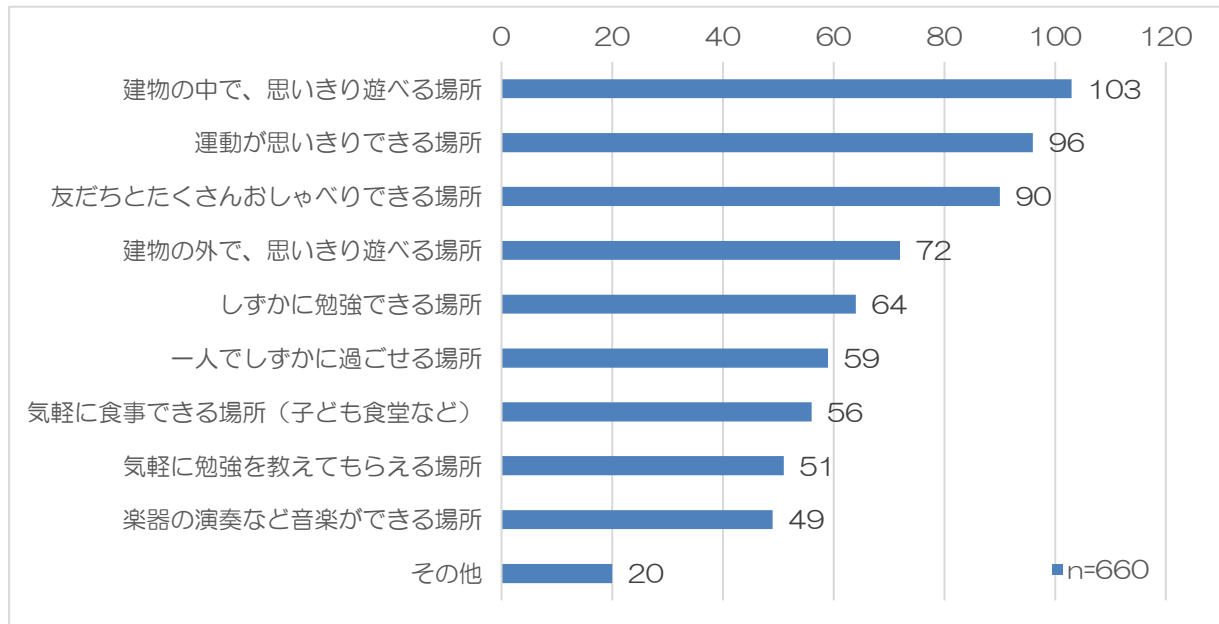
一番多いのは「テレビを見たりゲームをすること」115件（回答者のうち78%）で、次いで「スポーツやプール、外遊びをすること」が95件（回答者のうち65%）であった。



●あなたが、関川村にこんな場所があったらいいなと思う場所を教えてください（いくつでも）

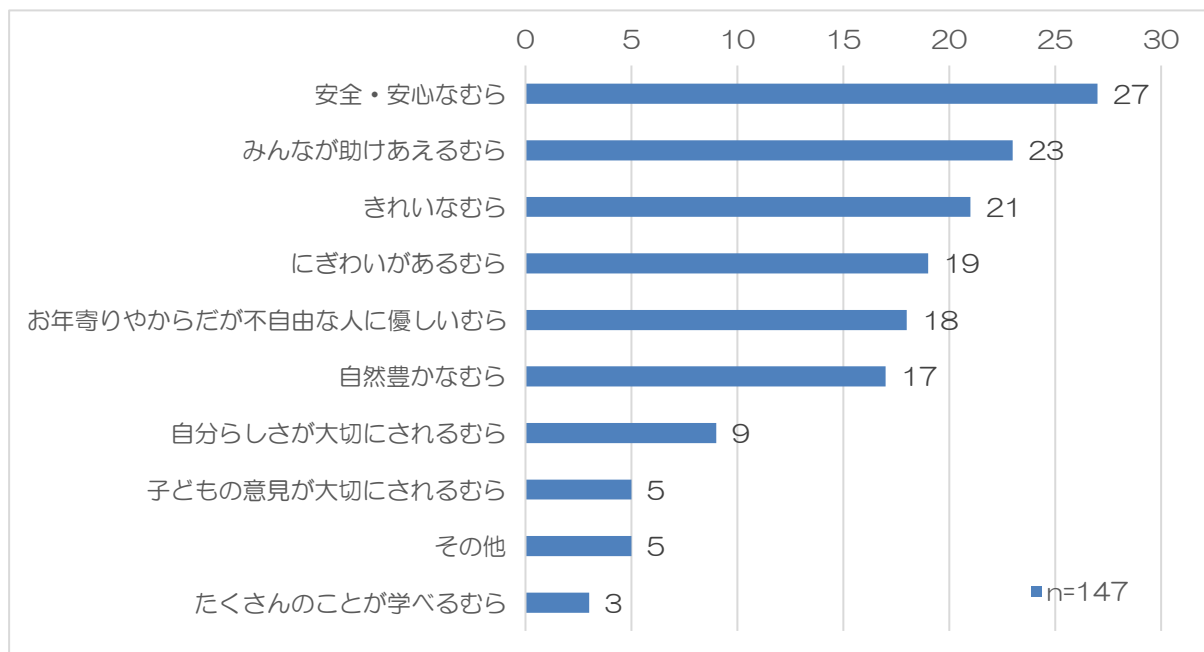
【設問 3】

一番多いのは「建物の中で、思いきり遊べる場所」103件（回答者のうち70%）で、次いで「運動が思いきりできる場所」が96件（回答者のうち65%）、「友だちとたくさんおしゃべりができる場所」が90件（回答者のうち61%）であった。



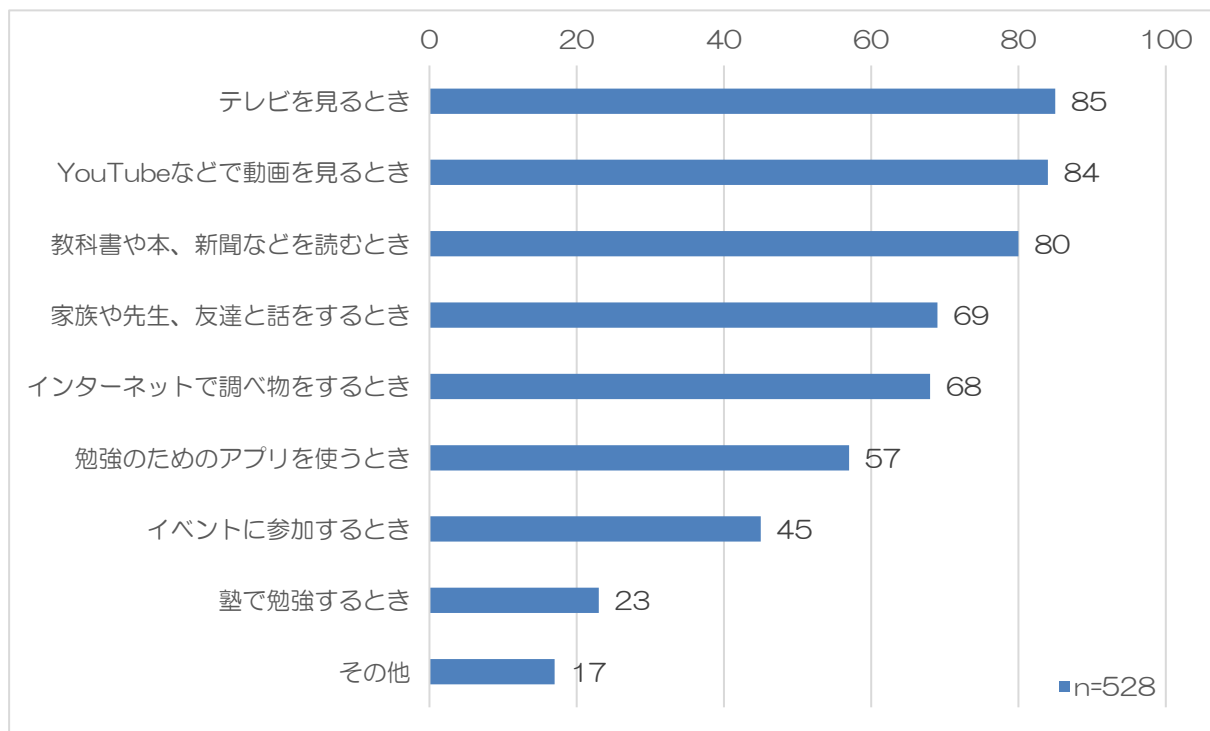
●あなたは、関川村がどのようなむらになってほしいと思いますか（最もあてはまる1つ）【設問 4】

一番多いのは「安全・安心なむら」27件（18%）で、次いで「みんなが助けあえるむら」が23件（16%）、「きれいなむら」が21件（14%）であった。



●あなたが、学校の授業以外で、新しいことを知ったり学んだりするのはどのようなときですか（いくつでも）〔設問 5〕

一番多いのは「テレビを見るとき」85件（回答者のうち58%）で、次いで「YouTubeなどで動画を見るとき」が84件（回答者のうち57%）、「教科書や本、新聞などを読むとき」が80件（回答者のうち54%）であった。



(3) おとなに伝えたいこと（自由記述）

- あなたが、学校の先生や役場の人などの大人に伝えたいことがあれば、どのようなことでも良いので教えてください。[設問6]

以下は、自由記述で寄せられた意見をカテゴリ別に整理した内容です。

項目	主な意見内容	概ね件数
遊び場の充実	・トランポリンやアスレチック、室内遊び場、広い運動場などの要望	12 件
感謝のこたば	・勉強を教えてくれてありがとうございます。 ・いつもありがとうございます。	6 件
いじめ対策	・いじめをなくしてほしい ・相談できる先生が欲しい	4 件
静かな場所の提供	・勉強やくつろぎに適した場所が欲しい	3 件
動物とのふれあい	・ペットカフェや小動物と触れ合える場所が欲しい	3 件
授業内容の改善	・手芸や工作など、好きな活動を増やしてほしい	2 件
その他	・川や自然環境への言及 ・差別をなくす希望 など	4 件

●主な意見内容

- ・遊び場の拡充が最も多く、特に「体を動かせる場所」へのニーズがありました。
- ・いじめ対策や相談できる環境整備の充実への意見がありました。
- ・動物とのふれあいや、静かな学習環境の意見もありました。

6 子ども・子育て支援事業計画（前回計画）の評価

本村では、令和2年度～6年度を計画期間とした「第2期関川村子ども・子育て支援事業計画」（前回計画）を策定し、この前回計画では、計画期間内に達成すべき目標事業量を設定しています。その進捗状況は以下の通りとなっています。

①教育・保育（施設型給付費）

（単位：人）

		令和2年度				令和3年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		0	78	9	30	0	92	11	27
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所	0	125	9	40	0	125	12	40
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
③実績値		0	75	2	37	0	88	10	32

令和4年度				令和5年度				令和6年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
0	80	11	36	0	80	11	36	0	75	11	36
0	125	12	40	0	125	12	40	0	125	12	40
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	78	1	38	0	64	1	29	0	52	7	18

【評価】既存保育所2カ所で確保人数を見込み、この5年間は入園希望者がいずれも定員に満たなかったため、待機児童なしで受け入れました。今後も引き続き十分な量の確保を行っていきます。※令和6年度から保育園統合により、村内保育所は1カ所になるため、定員総数は120名となります。

②延長保育事業

(単位：人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保の内容	60	60	60	60	60
③実績値	57	49	41	39	32

【評価】父母ともに就労する家庭が増え、仕事の都合で朝・夕方延長保育を利用する家庭が一定数いました。引き続き、量の確保に努めます。

③放課後児童健全育成事業（学童保育所）

(単位：人/年)

低学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (③は見込)
①量の見込み	43	43	44	44	44
②確保の内容	43	43	44	44	44
③実績値	47	43	42	38	44

高学年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (③は見込)
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
③実績値	20	16	28	29	25

※低学年は1～3年生、高学年は4～6年生

【評価】利用者数（登録者数）は増加傾向にあります。実績値が確保数より多くなっている年度がありますが、希望する児童は利用できる状態にしています。また、この実績値は登録者数であり、日々の利用者は約20～30名程度なので、職員体制や施設の面積等も確保できています。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

(単位：人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
③実績値	0	0	0	0	0

⑤地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターすくすく）

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	700	690	685	680	680
②確保の内容	700	690	685	680	680
③実績値（年間延利用数）	790	655	297	271	—

【評価】令和2年度は、確保数よりも実績が多かったです。令和4年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少しました。今後は訪問にも力を入れる等、利用者を増やすために質の向上に努めます。

⑥幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業

（単位：人日/年）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0		0		0	
③実績値	0		0		0	

	令和5年度		令和6年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
①量の見込み	0	0	0	0
②確保の内容	0		0	
③実績値	0		0	

⑦幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業他

（単位：人日/年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	144	144	144	144	144
②確保の内容	144	144	144	144	144
③実績値	25	70	3	1	0

令和6年12月末現在

【評価】お子さんが小さいころから教育・保育施設に入所を希望する家庭が増えたことで、一時預かりの利用者数が減少したと考えます。一時預かりを希望する家庭へは引き続き利用できる状態にしていきます。

⑧病児・病後児保育事業

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	960	960	960	960	960
③実績値	11	3	24	46	14

【評価】1年間通しての量の確保は出来ていますが、あらかじめ病児保育センターの1日の定員が4名であり、日によっては受け入れできないこともあるので、そこに対しての量の確保は検討が必要です。

⑨子育て援助活動支援事業 ※ファミリー・サポート・センター事業

(単位：人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	96	96	96	96	96
③実績値	0	0	0	0	1

【評価】平成30年度よりファミリー・サポート・センター事業を開始しましたが、令和6年度に初めて利用の実績がありました。今後は依頼・提供会員それぞれの会員数を増やし、実績を増やしていく取り組みが必要です。

⑩利用者支援事業

(単位：か所)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
③実績値	0	0	0	0	0

⑪妊婦に対する健康診査

(単位：人/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	420	420	420	420	420
②確保の内容	420	420	420	420	420
③実績値	184	181	96	155	※70

※令和6年度は令和7年2月1日時点

出典：母子保健事業報告 妊婦健康診査及び保健指導（受診者延べ人数）

【評価】母子健康手帳を交付するとともに、14回分の妊婦一般健康診査と2回分の産婦健康診査を公費で受けられるよう補助券（受診券）を交付して健診費用の補助を行っています。全員に受けていただけるよう体制を整えています。

⑫乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

(単位：人/年)

乳児家庭全戸訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
③実績値	20	14	20	13	8

※令和6年度は令和7年2月1日時点

出典：地域保健健康増進事業報告 母子保健・訪問指導（乳児延人員）

【評価】出生した乳児の家庭を保健師が訪問しています。また、里帰り中で訪問できない場合も里帰り先の市町村に訪問委託を行ったりしながら、全ての乳児の把握に努めています。

養育支援訪問事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
③実績値	39	38	27	15	12

※令和6年度は令和7年2月1日時点

出典：地域保健健康増進事業報告 母子保健・訪問指導（幼児とその他の延人員合計数）

【評価】それぞれの家庭の状況に応じた訪問支援を行っています。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本村では、平成27年度に策定した「関川村子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）、令和2年度に策定した「第2期関川村子ども・子育て支援事業計画」において、「子育ち」、「親育ち」、「地域育ち」を基本理念とする「次世代育成行動計画」を引継ぎ、本村の将来を担う子どもたちの健やかな成長を支援してきました。

本村の子ども・子育て支援事業を定める本計画においても、これまでの推進体制を継承していくこととし、子ども、親、地域を主体的存在と位置付け、子どもの健やかな成長を願い、子どもと子育てをするすべての家庭を地域社会が一体となって支援することを基本理念とします。

「子育ち」

すべての子どもが、その誕生を喜ばれ、人と人とのかかわりを通して豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援します。

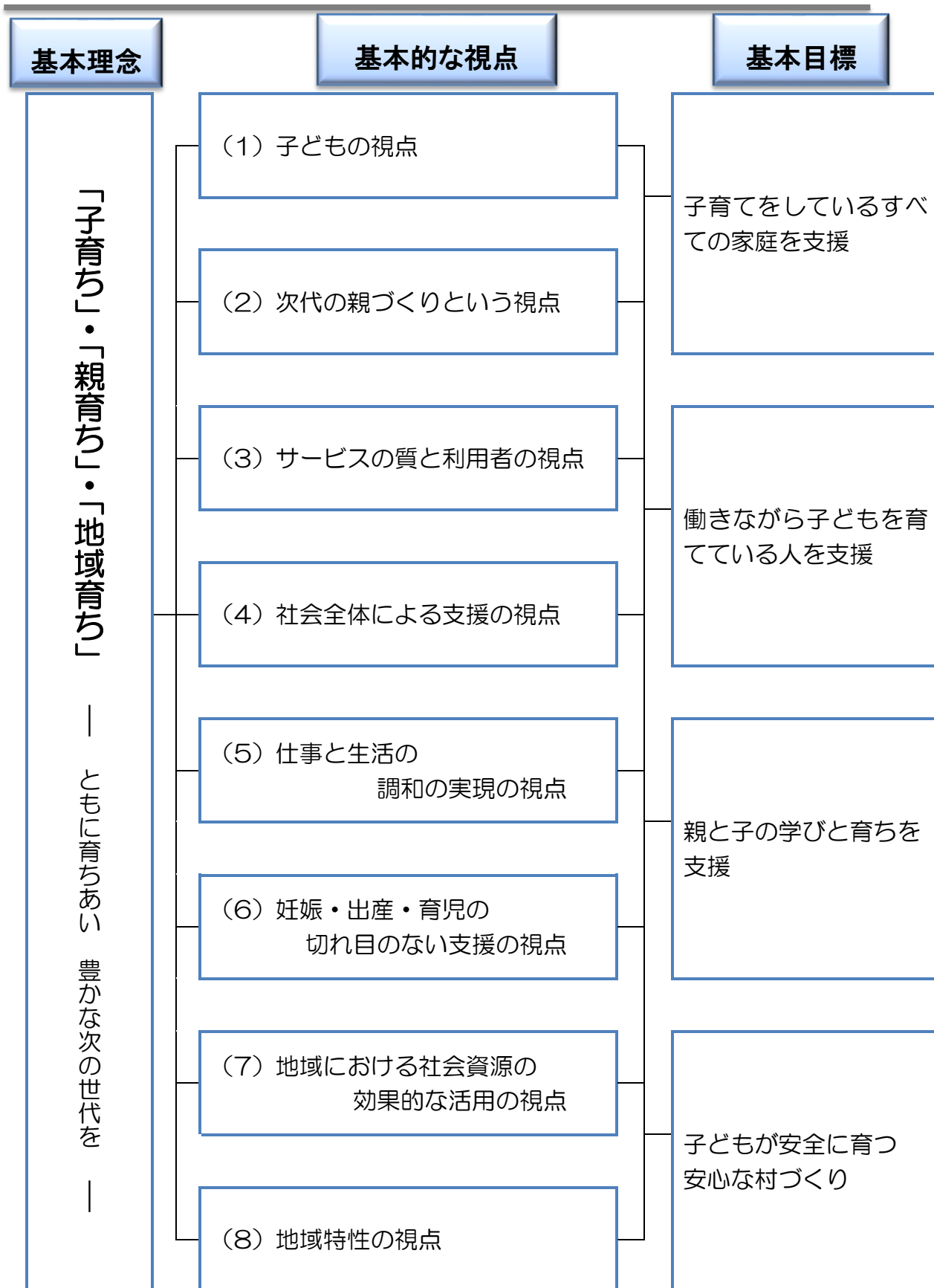
「親育ち」

子どもを産み育てる親が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じながら、子育てを通して親も育っていく環境づくりを支援します。

「地域育ち」

地域が、人と人との交流を通して、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、連帯の輪が広がる生活しやすい環境となっていくことを支援します。

2 計画の体系図



3 計画期間において取り組む重点事項

妊娠・出産・子育てを通して、子どもの成長や子育ての悩み等に寄り添い、状況に応じて医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携をとりながら相談・支援を行うことで、妊娠期から学童期にわたり切れ目なく子育て世代を支援することを重点事項とします。

切れ目ない支援体制の整備

子育て家庭や妊産婦が、子育てに関するサービスを円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行います。

【主な取り組み】

①妊娠期から子育て期にわたる相談支援の充実

母子保健に関する専門知識を有する保健師等が、妊娠期から子育て期にわたって母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じます（子育て世代包括支援センター）。

支援が必要と思われる者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、支援プランを作成して関係機関と連携して支援を行います。

②子育て支援事業の利用者支援の充実

地域の子育て支援拠点の子育て支援センターは、子育てに関する相談や情報提供を行い、子育ての不安や孤独感をやわらげ、子どもの健やかな育ちを支援します。

また、身近な地域での親子の交流を通して、子どもだけではなく親も地域の支えを得ながら、安心して子育てができるように支援します。

また、会員同士の助け合いによるファミリー・サポート・センター事業の登録会員が増えるよう取り組みます。

4 計画の基本的な視点

基本理念を実現するための、基本的な支援は以下のものとします。

◆子育て

(1) 子どもの視点

国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもにかかわる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。子どもに対する支援の推進においては、子どもの権利と幸せを第一に考えます。子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては父母が協力して行うべきものとの視点に立った取組みが重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組みを進める必要があります。

(3) サービスの質と利用者の視点

子育て家庭の生活状況や子育て支援に係る利用者ニーズも多様化しており、利用者の視点に立った個々の就労形態の特性を踏まえ、柔軟かつ総合的な取組みが必要です。

利用者の必要なサービス量を適切判断し、サービスの質を確保することが重要であることから、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組みを促進していきます。

(4) 社会全体による支援の視点

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国および地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に支援を進めていく必要があります。

◆親育ち

（５）仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、住民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、こうした取組みについては、地域においても、国および地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要です。自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

（６）妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

子育て支援には妊娠・出産・育児の各場面で、医療・保健・福祉・教育等関連機関が連携して切れ目のない支援を推進することが必要です。子育てに悩みや不安を抱える人が支援の網目からこぼれ落ちることのないよう継続的な支援ができる体制づくりが重要です。

◆地域育ち

（７）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の中には、育児経験豊かな主婦や多くの人生経験を持つ高齢者など、子育て支援において効果的に活用できる社会資源があります。その資源を掘り起こし、様々な活動につなげることが必要です。

また、活動を行う場所として、児童館、村民会館、学校施設だけでなく村にある豊かな自然資源等を活用することも必要です。

（８）地域特性の視点

人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズおよび必要とされる支援も自治体によって異なります。子育て支援においては、村の特性と利用者ニーズを踏まえて主体的な取り組みを進めていくことが必要です。

5 計画の基本目標

本計画では、基本理念を実現するために次の4つを基本目標とし、それらを4つの柱として総合的に施策を展開していきます。

子育てをしているすべての家庭を支援

両親家庭やひとり親家庭、虐待にあった子どもや障がいのある子どもを養育している人、家庭での育児や施設での養育など様々な事情・困難を抱えているすべての人に対して、必要な物的・人的資源や情報資源を確保しながら、母子保育事業や小児医療に関する事業を含む、さまざまな子育て支援のサービスの充実を図っていきます。

- ◎妊娠・出産・育児に関するワンストップ窓口の設立・運営
- ◎地域におけるさまざまな子育て支援のサービスの充実
- ◎母親並びに乳児および幼児などの健康の確保および増進
- ◎要保護児童等への対応などきめ細かな取組み
- ◎地域における子育て支援のネットワークづくり

働きながら子どもを育てている人を支援

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、男性も子育てに参加することができるようにするためには、働き方の見直しが必要なことから、子育て家庭に配慮した企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを産み育てていく意識を広めていきます。

- ◎保育・放課後児童保育サービスの充実
- ◎職業生活と家庭生活との両立支援
- ◎男性を含めた働き方の見直しと男性の子育て参加の促進
- ◎育児中の親の再就職支援

親と子の学びと育ちを支援

次代の担い手である地域子ども達が豊かな人間性を培い、かつ、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き子どもを産み育てる喜びを感じていけるよう、親と子が共に学び、育ちあうための学習の機会や場の整備を進めていきます。

- ◎子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- ◎子どもの育ちに応じた家庭教育への支援
- ◎次代の親の育成
- ◎親になるための学習環境の整備
- ◎推進と啓発の取り組み

子どもが安全に育つ安心な村づくり

子どもを安心して産み育てることができるような安全な村にするために、警察や保育園、学校などの連携強化をはじめとして、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境、道路交通環境、公共施設や公共交通機関などの整備・設計や、犯罪を未然に防ぐ村づくりを推進していきます。

- ◎子どもの権利を守るための環境整備
- ◎子育てを支援する生活環境
- ◎子ども等の安全確保
- ◎子どもを守る地域ネットワーク機能強化

第4章

子育て支援事業に係る量の見込み等

第4章 子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定するものとされています。

本村の教育・保育提供区域は、各家庭や児童の事情により村内のどの施設でも選択できるよう、1区域として設定することとします。

2 計画年次における推計児童人口

計画各年次における児童人口の推計を行いました。推計結果は以下のとおりとなっています。

計画各年次の推計児童人口（人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	9	10	10	10	10
1歳児	15	9	10	10	10
2歳児	16	15	9	10	10
3歳児	11	16	15	9	10
4歳児	23	11	16	15	9
5歳児	17	23	11	16	15
6歳児	22	17	23	11	16
7歳児	27	22	17	23	11
8歳児	29	27	22	17	23
9歳児	28	29	27	22	17
10歳児	23	28	29	27	22
11歳児	42	23	28	29	27
合 計	262	230	217	199	180

3 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

下記の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

全国共通で量の見込みを算出する事業

対象事業	認定区分	対象年齢
(1) 幼児期の教育・保育		
教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園）	1号	3～5歳
保育認定（幼稚園）	2号	3～5歳
保育認定（認定こども園および保育園）		3～5歳
保育認定（認定こども園および保育園＋地域型保育）	3号	0歳、1・2歳
(2) 地域子ども・子育て支援事業		
延長保育事業		0～5歳
放課後児童健全育成事業		1～6年生
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		0～18歳
地域子育て支援拠点事業		0～2歳
一時預かり事業 ・ 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・ 幼稚園児以外を対象とした一時預かり事業他		3～5歳 0～5歳
病児・病後児保育事業		0～5歳、 1～6年生
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		1～5歳、 1～4年生
利用者支援事業		0～5歳、 1～6年生
妊婦一般健康診査		
乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等		

※ 保育の認定区分は以下のとおりです。

- 1号：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
（保育を必要とする子ども）
- 3号：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
（保育を必要とする子ども）

(1) 幼児期の教育・保育

1 需要量及び確保方策

施設型給付事業は定期的に利用する教育及び保育事業で、具体的には幼稚園、保育園、認定こども園が対象となります。また、地域型保育給付事業は、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育が対象となります。

教育・保育における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

教育・保育の見込み量、確保方策（単位：人）

		令和7年度				令和8年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		0	51	8	21	0	50	8	14
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、 保育所	0	120	12	40	0	120	12	20
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①		0	69	4	19	0	70	4	6

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
0	42	8	12	0	40	8	13	0	34	8	13
0	120	12	40	0	120	12	40	0	120	12	40
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	78	4	28	0	80	4	27	0	86	4	27

2 保育園と小学校等の連携

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校への円滑な接続に向けた教育・保育の内容の工夫を図り、主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要です。

そのため、保育園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

3 教育・保育施設の質の向上

各保育園では職員の資質向上に向けた研修等への参加や他市町村の保育施設との情報交換などを行うことにより、より良い保育サービスに努めます

また、保護者との懇談会などを行い、保育の質の向上を図ります。

4 教育・保育施設の環境整備

本村では、令和6年度に下関保育園と大島保育園を統合して「関川なないろ保育園」を開園しました。この統合により、村内には1園のみという状況になりましたが、村の保育を必要とする子どもたちが全て集まるため、より充実した保育サービスができる環境を整えるよう努めていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

1 延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労形態の多様化に対応して保育時間を延長する事業です。

延長保育事業における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

延長保育事業の見込み量、確保方策（単位：人／年）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	50	50	50	50	50
②－①	20	20	20	20	20

【事業量の確保策】

現在、なないろ保育園で早朝 7 時 30 分～8 時、16 時～19 時の延長保育を実施しています。

今後も保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を超えて保育を行います。

2 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

留守家庭児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び居場所を提供し、その健全な育成を図るものです。また、学童保育所と放課後子ども教室との一体的又は連携した実施に努めていきます。

学童保育所における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

放課後児童健全育成事業の見込み量、確保方策（単位：人／年）

低学年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	35	35	35	35	35
②確保の内容	35	35	35	35	35
②－①	0	0	0	0	0

高学年	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

※低学年は 1～3 年生、高学年は 4～6 年生

〔事業量の確保策〕

関川小学校地内において小学 1 年生から 6 年生までを対象に事業を実施しております。

国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室の有効活用や、放課後子ども教室との連携等をして事業を進めます。今後も引き続き学校や地域との連携により事業の充実を目指し、令和 7 年度以降の計画期間内において、一体型の事業を進められるよう取り組みを行っていきます。

3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一時的に預かる事業です。当村では実績がありませんが、今後も利用希望に対しては、施設の紹介を行っていきます。

子育て短期支援事業の見込み量、確保方策（単位：人／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センターすくすく）

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

地域子育て支援拠点事業の見込み量、確保方策（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	450	450	450	450	450
②確保の内容	450	450	450	450	450
②－①	0	0	0	0	0

〔事業量の確保策〕

現状で、量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

5-1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業は、対応施設が村内になく、ニーズ調査からも量の見込みはありませんでした。また、今後も村内での施設整備予定はありません。

幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業の見込み量、確保方策（単位：人日／年）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0		0		0	
②-①	0		0		0	

	令和10年度		令和11年度	
	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定
①量の見込み	0	0	0	0
②確保の内容	0		0	
②-①	0		0	

5-2 幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業他

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育園、子育て支援センター、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業をいいます。

幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業他における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり事業他の見込み量、確保方策（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	144	144	144	144	144
②確保の内容	144	144	144	144	144
②-①	0	0	0	0	0

〔事業量の確保策〕

一時預かり事業は、保護者の通院や出産等で家庭での保育が一時的に困難となった場合に村内保育園において対応します。

6 病児・病後児保育事業

病後児保育とは、児童が病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育園・医療機関などに付設された専用スペースなどにおいて保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。

病児・病後児保育事業における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

病児・病後児保育事業の見込み量、確保方策（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	963	963	963	963	963
②－①	933	933	933	933	933

〔事業量の確保策〕

村上市の県立坂町病院隣接のあらかわ病児保育センターに開設されています。現状で量の見込みに対応できる確保方策が講じられていることから、現行の提供体制を継続していくことで対応可能と考えています。

7 子育て援助活動支援事業

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は、乳幼児や小学生などの児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりなどの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

登録会員数が少ないことと、利用実績が少ないため、事業拡大が今後の課題です。

子育て援助活動支援事業（就学児）の見込み量、確保方策（単位：人日／年）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保の内容	96	96	96	96	96
②－①	91	91	91	91	91

8 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

母子保健型の利用者支援事業として「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師が妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦・乳幼児等へ継続的な支援を実施します。

利用者支援の見込み量、確保方策（単位：か所）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

9 妊婦一般健康診査

妊婦に対する健康診査における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

妊婦に対する健康診査の見込み量、確保方策（単位：人／年）

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	420	420	420	420	420
②確保の内容	420	420	420	420	420
②－①	0	0	0	0	0

10 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等における各計画年度の見込み量、および確保方策は以下のとおりとなります。

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の見込み量、確保方策（単位：人／年）

乳児家庭全戸訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30	30	30	30	30
②確保の内容	30	30	30	30	30
②－①	0	0	0	0	0

養育支援訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0

第5章 個別施策の展開

第5章 個別施策の展開

1 子育てをしているすべての家庭を支援

(1) 地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時的預かりなど育児についての助け合いを行う。また、利用勧奨を積極的に行う。	健康福祉課
地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークルなどへの支援などを実施する事により、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	健康福祉課
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・育児を通じたあらゆる相談に応じるワンストップ窓口。関係機関と連携を図り、子育て世帯が孤立しないよう切れ目ない支援を行う。	健康福祉課
一時保育の充実	親の、急用、急病、リフレッシュ等にも対応できるよう、多様な保育サービスの拡充を検討し、推進する。	健康福祉課
保育園園庭開放	保育園の園庭・グラウンドを開放し、保育園の子どもと地域の子どもが触れ合いながら遊び、交流を図る。	健康福祉課
保育園地域活動事業	地域への散歩や園外保育を通して、地域の人たちと交流を図る。	健康福祉課
ブックスタート	10、11 か月児健診時に、「村民みんながあなたの子育てを応援しています」というメッセージとともに絵本を1冊贈る。	教育課
産後ケア事業	産後、母の体調がすぐれない、育児不安が強い時医療機関に宿泊し、育児の指導やお母さんの心身のケアが受けられる。	健康福祉課

② 相談機能の充実

事業名	事業内容	担当課
子育て支援センター「すくすく」	子育て支援センター「すくすく」において、いつでも相談できる体制を整える。	健康福祉課 子育て支援センター
保育園苦情処理窓口の設置	村内保育園における苦情などに関する相談窓口として、保育園の担当保育士が対応に当たる。主任児童委員にもお願いする。	健康福祉課
ことばとこころの相談室	発達支援や育児支援が必要とされる児童及び親（家庭）に対して、集団指導や相談活動を通して支援を行う。	健康福祉課
子育て世代包括支援センター（再掲）	妊娠届時に面接、妊娠 8 か月頃に相談または面接、産後 2 か月頃に産婦と乳児に訪問指導を実施する。	健康福祉課

③ 子どもの居場所づくり

事業名	事業内容	担当課
児童館の開設	小学生等の健全な遊びや読書の場を提供する他、子育て支援センター「すくすく」の活動の場として利用する。	健康福祉課
放課後子ども教室の充実	放課後に子どもたちが安全で健やかに過ごすための活動の場を提供する。	教育課
学校施設の開放	土曜、日曜日に学校の体育館を開放し、地域の子どものスポーツ等の学習機会の充実を図る。	教育課
子どもの居場所づくり支援団体等との連携	地域に子ども同士が遊べる場所の提供等、子どもたちの主体性を育み、子どもの居場所づくりを支援している団体等と連携していく。	健康福祉課

(2) 子どもの健康の確保

① 子どもや母親の健康の確保

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費助成	村の子どもたちが必要とする医療を容易に受けられるよう、乳幼児・児童・生徒が医療機関にかかった際に窓口で支払う保険診療の自己負担を助成する。	健康福祉課
妊産婦一般健康診査の充実	妊婦と胎児の健康を定期的に確認するため、母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査の受診票（14 回分）子宮頸がん検診受診クーポン券及び産婦健康診査の受診票（2 回分）を交付する。交通費の支援を新たに実施する。	健康福祉課
妊産婦医療費助成制度	村に居住する妊産婦を対象に、保険診療でかかった医療費用の一部を助成する。	健康福祉課
不妊・不育症治療費助成制度	不妊・不育症に悩む夫婦の治療にかかる費用の一部を助成することで経済的負担を軽減する。	健康福祉課
妊婦歯科健康診査	歯周疾患にかかりやすい妊娠期の女性を対象とし、無料で歯科健診を 1 回受けられるよう、妊娠届が提出された際に補助券（受診券）を交付する。	健康福祉課
新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、助産師が訪問し、保健指導や相談を行う。とりわけ、育児不安の大きい出産直後から 4 週末満に新生児訪問指導、出産後 2 か月になったら 2 か月児訪問指導を行い、母の不安解消や乳児の健やかな成長の一助にする。	健康福祉課
乳幼児健康診査	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために 4～5 か月児、7～8 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に対して健康診査を実施する。	健康福祉課
乳幼児歯科健康診査・指導の充実	歯科健診及び歯科衛生士による集団ブラッシング指導、フッ素塗布を実施。フッ素塗布は、1 歳半から 4 歳まで、1 人の子が 6 か月ごとに塗布できるように健診を実施する。	健康福祉課
乳幼児相談の充実	4～5 か月児、10～11 か月児、2 歳児には、相談日を設けて実施する。その他、電話、面談、訪問にて適宜実施する。	健康福祉課
母子保健推進員活動の充実	地域の母子及び乳幼児の問題把握や各健診等の受診勧奨と合わせて、先輩母親として身近な子育てのサポート役となる母子保健推進員の育成強化と母子保健推進員活動の啓蒙に努める。少子化に伴い母子保健推進員の体制を見直す。	健康福祉課
保育園・小学校・中学校でのフッ化物洗口	むし歯を予防するため、保育園・小学校・中学校において、希望者にフッ化物洗口を実施する。	健康福祉課 教育課

1 か月児健診	村に住所がある出生後 27 日～生後 6 か月未満の乳児の 1 か月児健康診査費用を助成する。	健康福祉課
新生児聴覚検査の補助	生まれてくる赤ちゃんの聞こえについての検査で、難聴児の早期発見及び早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用を助成する。	健康福祉課
妊娠や育児に関する教室の参加助成	妊娠・出産・育児に関する知識を身につけるための教室等の参加費の助成を行い、子育てを学ぶ機会を支援する。	健康福祉課

② 「食育」の推進

事業名	事業内容	担当課
栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診や乳幼児相談において、栄養士・保健師による相談指導及び乳幼児の家庭での食事を通じた健康づくりの支援を行う。	健康福祉課
乳幼児健診の場を通じた情報提供	乳幼児家庭での食事を通じた健康づくりを支援するために、乳幼児健診において、保護者を対象に望ましい食生活に関する資料・情報の提供を行う。	健康福祉課
保育園における食育の推進	保育園の食事・行事・日常の保育を通して健康な心身と良い食習慣を形成する。	健康福祉課
食育出前活動	村内の保育園、小・中学校の子どもたちを対象に食育出前講座を行う。地産地消や生活習慣病予防についてクイズを出題。自らの食習慣について考えてもらう機会とする。	健康福祉課

(3) 要支援・要保護児童への対応などきめ細かな取組み

① ひとり親等の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当課
生活援助対策事業の推進	ひとり親家庭に対して、安定した日常生活を送る事が出来るよう、児童扶養手当や医療費支給等の支援を実施する。	健康福祉課
母子生活支援施設入所	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭、または母子に準じる家庭に対して入所を行う。	健康福祉課

② 障害のある子どもへの施策の充実

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診の充実	乳幼児を対象に発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図るために健康診査を実施する。	健康福祉課
定期健康診断事業	村内小中学校において、児童生徒の心と体について、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童生徒の健康維持、増進に努める。	教育課
在宅福祉サービスの推進	障害者が出来る限り住みなれた地域で生活できるよう、地域での生活の充実や社会参加の促進等の幅広い在宅福祉サービスを推進する。	健康福祉課
保育・教育内容の充実	保育・教育・福祉・保健の連携をさらに強化し、障害のある子どもが地域の保育園、学校に通い共に育ち、学ぶ環境の整備を人的支援と施設のバリアフリー化の両面から促進に努める。 また、障害及び障害のある子どもに対する教員や職員の理解を深める、研修会の機会を増やす。	健康福祉課 教育課
保育教育相談窓口の整備	障害のある子どもの早期からの教育相談体制など、より気軽に相談できる体制の整備充実を図る。また、地域振興局や保健センター等の関係機関の相談機能を強化するとともに各機関が連携し、適切な相談活動が出来るよう努める。	健康福祉課 教育課
障害児保育の充実	障害のある子どもの中で、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育する障害児保育の充実を図る。	健康福祉課
療育相談（育児相談会）の充実	リハビリ専門職の巡回相談により、発達状態を確認するとともに保育園、家庭での関わり方への指導を受け、療育体制の充実を図る。	健康福祉課 教育課
子育て支援ファイルの作成・配布	健診や予防接種に関する資料、子育てに関する情報等を盛り込み、子どもの成長を保護者が記録できるファイル「ぱすのーと」を作成し、出生児全員に配布し、活用してもらう。 また、子どもの発達・発育の状況により支援が必要な子どものサポートができる体制づくりを目指す。	健康福祉課 教育課

③ 児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	担当課
関川村子ども・若者支援協議会（要保護児童対策地域協議会）	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・地域機関・警察など関係機関が連携し、子どもや家庭への援助の方法や対策を協議し対応を図る。	健康福祉課 教育課
緊急一時保護	緊急一時保護が必要な児童に対し調査を実施し、必要と認められる場合、児童相談所に通告を行う。	健康福祉課
児童相談の充実	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して相談指導にあたる。	健康福祉課
乳幼児相談の充実（再掲）	4～5 か月児、10～11 か月児、2 歳児に対しては、相談日を設けて実施する。その他、相談があれば、電話、面談、訪問にて適宜実施する。	健康福祉課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て家庭の支援活動の企画、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する相談の窓口となり、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	健康福祉課
DV（ドメスティックバイオレンス）防止の充実（夫婦間の暴力）	児童の目の前でDVが行われることが児童への心理的虐待に含まれるものとし対策を強化する。 また、その防止に努める。	健康福祉課 教育課
児童虐待防止相談窓口の設置	児童虐待の相談窓口を設置し、実際相談があった場合や、報告があった場合、状況に応じて子ども・若者支援協議会・実務者会議・個別ケース検討会議を開催し、解決する。	健康福祉課 教育課
被害にあった子どもの保護の推進	犯罪等の被害を受けた子どもの心のケアや保護者のカウンセリング等について、専門機関等と連携し、立ち直りの支援を行う。	健康福祉課 教育課

(4) 地域における子育てネットワークづくり

① 子育てに関する多様な活動の支援

事業名	事業内容	担当課
子育てサークル等への活動の支援	光弼こども館、村民会館、保健センター等において、子育てサークル等が活動できる機会や場所の提供を行う。	健康福祉課 教育課
子育て支援ネットワーク事業	家庭教育の支援を図るために家庭・学校・保育園・子育てサークル・関係機関・関係団体等による子育てネットワークを形成し、様々な事業を実施すると共に、村内の子育て体制を整備する。	健康福祉課 教育課
子育て支援ファイルの作成・配布（再掲）	健診や予防接種に関する資料、子育てに関する情報等を盛り込み、子どもの成長を保護者が記録できるファイル「ぱすのーと」を作成し、出生児全員に配布し、活用してもらう。 また、子どもの発達・発育の状況により支援が必要な子どものサポートができる体制づくりを目指す。	健康福祉課 教育課

② 子育て中の親子の交流促進

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業（再掲）	子育て家庭の支援活動の企画、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭に対する相談の窓口となり、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	健康福祉課

③ 子どもの居場所づくり支援団体等との連携

事業名	事業内容	担当課
子どもの居場所づくり支援団体等との連携（再掲）	地域に子ども同士が遊べる場所の提供等、子どもの主体性を育み、子どもの居場所づくりを支援している団体等と連携していく。	健康福祉課

2 働きながら子どもを育てている人を支援

(1) 保育・放課後児童保育サービスの充実

① 保育サービスの充実

事業名	事業内容	担当課
保育園の運営	保護者の労働または疾病などにより、家庭において当該児童を保育する事が出来ないと認められる場合に保護者に代わり、保育園での保育を実施する。	健康福祉課
病児・病後児保育の充実	感染症などの病気の子どもや病後の回復期にある子どもの保育体制を整備する。	健康福祉課
時間延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に対応するために、通常の開所時間を越えて保育を行う。	健康福祉課
障害児保育の充実	障害のある子どもも、健常児と共に集団の中で保育する事により、お互いに刺激しあい成長できる障害児保育の充実を図る。	健康福祉課
保育園における幼児教育の充実	保育園から小学校の教育へ円滑に移行できるよう、保育園における幼児教育の充実を図る。	健康福祉課 教育課
保育園、小学校交流会の充実	保育園と小学校の職員が交流し、円滑な移行や卒園までの目標達成について協議する等の場を設ける。また小学校に卒園前の園児が訪問し交流体験を行う。	健康福祉課 教育課
一時保育事業	保護者の育児疲れや急病、急用時に、保育園において一時的な保育を行う。利用について情報提供や勧奨を行う。	健康福祉課
子育てについての情報提供	子育て支援センターや保育園職員により、子育て及びしつけの悩みや不安を抱えている親に対して子育ての情報を提供する。	健康福祉課
保育内容の充実	保育園から小学校へスムーズに上げられるよう、読み書きや外国語に触れる機会を設ける。また、運動能力を伸ばす取り組みを行う中で、運動だけでなく生活習慣・健康などに絡めて総合的な取り組みを行う。	健康福祉課 教育課
独自の取り組み	他園の取り組み等参考にしながら、村独自の保育を実施し、園の魅力向上につなげる。	健康福祉課

② 放課後児童保育サービス

事業名	事業内容	担当課
学童保育事業の充実	保護者の就労により、家庭が常時留守になっている児童を対象にした学童保育所の充実を図る。	健康福祉課
学童保育と放課後子ども教室の一体的な運営	児童が放課後過ごす居場所として学童保育と放課後子ども教室が一体的にまたは連携して実施することを検討する。	健康福祉課 教育課

③ サービスの質の確保・向上

事業名	事業内容	担当課
保育サービスに係る情報提供	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行う。	健康福祉課
サービス評価の仕組みの導入・実施	保育サービスの評価などの仕組みの導入・実施について取り組みを進める。	健康福祉課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育園への送迎、一時預かりなど育児についての助け合いを行う。また、利用勧奨を積極的に行う。	健康福祉課
保育サービス及び放課後健全育成事業の充実	保育サービス及び放課後健全育成事業の充実により、仕事と子育ての両立支援を図る。	健康福祉課
育児休業や短時間勤務制度の利用促進	保護者が子育てと仕事を両立できるよう、制度周知と利用促進に努める。	健康福祉課

3 親と子の学びと育ちを支援

(1) 親になるための学習環境の整備

事業名	事業内容	担当課
育児関連講座の充実	子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、ブックスタートや読み聞かせ等、家庭環境づくりなど育児に関する学習機会の提供に努める。	健康福祉課 教育課

(2) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

事業名	事業内容	担当課
思春期保健相談体制の充実	学童期・思春期における心や性の問題について、相談体制の充実を図る。	教育課
教育相談事業の充実	教育支援センター相談員の配置を実施し、学校カウンセラー等との連携を密にし、教育相談の充実を図る。	教育課
総合的な学習の時間の支援	生きる力と確かな学力を育むための学習の推進を行う。そのため新学習指導要領による総合的な学習の活動を支援する。	教育課
学校の施設環境の整備充実	子どもたちに教育活動の中で快適な学習環境を提供するため、普通教室及び一部特別教室の空調設備の継続的な整備を図る。	教育課
緑の少年団	自然・緑に親しみを持つ活動などを通して、地域の自然環境に愛着をもつ心を育てる。	教育課
未来のハローワーク	子どもたちに地域の企業で働く人の話を直接聞く場を設け、地域で働くことの良さや意義を見つけるきっかけづくりをする。	教育課

4 子どもが安全に育つ安心な村づくり

(1) 子どもの権利を守るための環境整備

事業名	事業内容	担当課
児童の権利に関する啓発	子どもの保護と基本的人権の尊重を促進する事を目的とした「子ども権利条約」の啓発・普及に努める。	健康福祉課 教育課
関川村子ども・若者支援協議会（再掲）	児童虐待問題に対応するため福祉・保健・医療・教育・地域機関・警察など関係機関が連携し、子どもや家庭への援助の方法や対策を協議し対応を図る。	健康福祉課 教育課

(2) 子育てを支援する生活環境整備

事業名	事業内容	担当課
健全育成対策の充実	村の子どもたちが心身共に健全に成長できるよう、非行防止啓発活動、文化、スポーツ等コミュニティ活動、青少年活動指導者の育成等を通じて地域社会が一体となり、健全育成対策を推進する。また、子どもの権利を侵害する児童買春、ポルノ等を防止するため児童買春・児童ポルノ禁止法を普及啓発する。	教育課
薬物乱用防止対策の充実	タバコの害や薬物の害について小さい時からの教育を学校と連携して実施する。	健康福祉課 教育課
SNS等メディアコントロールの啓発と教育	SNSの利活用と問題点について小さい時からの教育を連携して実施する。	健康福祉課 教育課

(3) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化

事業名	事業内容	担当課
防犯体制の充実	安全で安心な村づくりのため、村上警察署をはじめとする関係団体・機関と連携し、暴力排除・防犯活動を推進する。	総務課
防犯に関する普及啓発活動	安全・安心な村づくりのため、村民と協働により防犯に関する活動を推進する。	総務課
不審者対応マニュアルの作成	学校、保育園の安全管理を図るため、不審者対応マニュアルに添った訓練を実施する。	健康福祉課 教育課
保護者・地域との連携による防犯活動の推進	保護者や地域の住民、警察などが連携し、各学校の一斉伝達システムや防災メールで、保護者へ随時情報を提供する。	総務課 教育課
「子ども 110 番の家」緊急避難場所の設置促進	子どもたちの犯罪被害防止に対する対策として「子ども 110 番の家」の設置や「関川村見守り隊活動」を行うなど、防犯活動を推進する。	教育課

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 取組方針

本計画は、本村の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという視点から、本村のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、村民一人ひとりが行政と協力して計画を推進します。

2 庁内推進体制

庁内の関係各課が事業実施に伴う調整等を行い、計画実施状況の把握と検討を行います。

3 関川村子ども・子育て支援会議の設置

子どもの保護者の代表や学識経験者、関係機関等からなる「関川村子ども・子育て支援会議」を設置し、計画実施状況の把握と検討を行います。

4 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の推進に当たっては、各年度においてその実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。そこで、庁内の関係各課の連携の基に、実施状況を把握・点検し、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、村民、保護者や関係団体等の意見を反映させるため、「関川村子ども・子育て支援会議」を設置し、多くの村民及び保護者の声が生かせるように、広報や村のホームページ等を活用した意見の収集に努め、本計画の評価、改善を継続的に進めていきます。

さらに、本計画の主人公である「子どもたちの声」や「子育て家庭の声」を中心に、利用者の視点に立った声を生かせるよう村民に意見聴取を求め、計画の実効性や見直しの検討に努めます。

資料編



資料編

1 関川村子育て支援サービス一覧

	事業名	連絡先	電話番号	内容
総合窓口	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センター	64-1472	妊娠・出産・育児のあらゆる相談に応じる
地域の子育て支援サービスに関すること	ファミリー・サポート・センター	健康福祉課 福祉保険班	64-1472	保育等の援助を受けたい人・行いたい人の相互互助会員制度 ※会員登録が必要です。
	子育て支援センターすくすく	関川なないろ保育園	64-1277	子どもが遊んだり保護者同士が交流できる場です。
	一時保育	関川なないろ保育園	64-1277	保護者が急用等で子どもをみることが出来ないときに預かります。
	光兔こども館	健康福祉課 福祉保険班	64-1472	誰でも施設内の遊具で遊ぶことが出来ます。※平日のみ事前予約必要
妊娠・出産・育児に関すること	妊産婦一般健康診査	健康福祉課 健康推進班	64-1472	母子健康手帳交付時に14回分の妊婦一般健康診査補助券を交付します。
	妊婦歯科健康診査			母子健康手帳交付時に無料で歯科健診を1回受けられる補助券（受診券）を交付します。
	不妊・不育治療費助成制度			不妊・不育症に悩む夫婦の治療にかかる費用の一部を助成します。
	妊産婦医療費助成制度	健康福祉課 福祉保険班		村に居住する妊産婦を対象に保険診療でかかった医療費用の一部を助成します。
	新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導	健康福祉課 健康推進班		乳幼児及び妊産婦の家庭を保健師、助産師が訪問し、保健指導や相談を行う。
	乳幼児健康診査			4～5 か月児、7～8 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児に対して健康診査を実施する。
	乳幼児歯科健康診査			1 歳半～4 歳までの間、健診を定期的に実施。フッ素塗布も行う。
	乳幼児相談			4～5 か月児、2 歳児に対して相談日を設けて実施する。

	産後ケア事業			産後の体調不良・強い育児不安がある時、医療機関に宿泊し心身のケアが受けられる。
	新生児聴覚検査			難聴児の早期発見及び早期療育を図るため、新生児聴覚検査の費用を助成
	1 か月児健診			1 か月児健康診査費用を助成
	ブレパママ教室の参加助成			村上 ohana ネットが実施するブレパママ応援教室の参加費の助成

	事業名	連絡先	電話番号	内容
保育・放課後児童保育に関する事	保育園	【入園申請、保育料等について】 健康福祉課 福祉保険班 【その他保育について】 関川なないろ保育園	64-1472 64-1277	就労などにより家庭で保育をすることが出来ない場合にないる保育園で子どもの保育を行います。
	学童保育所	【申込、利用料等について】 健康福祉課 福祉保険班 【学童職員への連絡】 学童保育所 携帯	64-1472 080-2035-1341	小学校放課後、家でみる人がいない家庭の子どもを預かります。（平日、土曜日、長期休暇） 「長期休暇だけ」等の一時預かりも行います。
その他助成	児童手当	健康福祉課 福祉保険班	64-1472	中学卒業までの児童を養育している方に支給します。
	（特別）児童扶養手当			父母の離婚などによりひとり親となった家庭に支給する手当です。
	子どもの医療費助成			村の子どもたちが医療機関で支払う保険診療の自己負担を助成します。
	ひとり親の医療費助成			村のひとり親家庭等の親子が医療機関で支払う保険診療の自己負担を助成します。
悩み等の相談窓口（村内）	子育て相談・育児不安等の悩み相談	健康福祉課 健康推進班	64-1472	保健師、栄養士が相談に応じます。 月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15
		子育て支援センターすくすく	64-2417	すくすく内で保育士が相談をお聞きます。（9：30～11：30） 電話相談を受け付けます。（8：30～17：15）
	いじめ、不登校、その他学校生活等の相談	関川村教育委員会	64-1491	月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15
	児童虐待、養育困難、非行等の相談	健康福祉課 福祉保険班 健康推進班	64-1472	月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15
	子どもへの発達支援	関川村教育支援センター [村民会館図書室内]	64-2134	毎週火・金 10：00～12：00
	若者の居場所づくり、社会参加への支援	関川村社会福祉協議会	64-0111	月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15

2 計画策定の経緯

【 子ども・子育て支援会議 】

開催日	議 題
令和 6 年度	
令和 7 年 1 月 30 日	第 3 期関川村子ども・子育て支援事業計画の計画素案について
令和 7 年 3 月 14 日	第 3 期関川村子ども・子育て支援事業計画の計画素案について

【子育て支援に関するニーズ調査（保護者調査）の実施】

- 調査対象者：関川村内在住の 0 歳～12 歳（就学前～小学生児童）のいる世帯の
保護者 ※令和 6 年 12 月 11 日現在
※対象は全世帯とし、1 世帯につき 1 回答とする。世帯内に兄弟姉妹がいる場合は
一番年下の子を回答対象として依頼。
- 調査期間：令和 6 年 12 月 13 日（金）～12 月 24 日（火）
※回答期限は 12 月 31 日（火）まで延長した。
- 調査方法：ウェブでのアンケート調査。
保育園・小学校から QR コード付きの依頼文書を配布。それ以外は郵送。

調査の回収率

調査対象者（配布数） ※兄弟姉妹は除いた世帯数	回収数	回収率
175 件	114 件	65.1%

【こどもニーズ調査の実施】

- 調査対象者：関川小学校 1～6 年生の児童
- 調査期間：令和 6 年 12 月 13 日（金）～12 月 24 日（火）
※回答期限は令和 7 年 1 月 10 日（金）まで延長した。
- 調査方法：ウェブでのアンケート調査
関川小学校に QR コード付きの依頼文書を配布。小学校に回答にあたり協力依頼。

調査の回収率

調査対象者（配布数）	回収数	回収率
174 件	147 件	84.4%

3 関川村子ども・子育て支援会議設置条例

令和元年 12 月 12 日

条例第 21 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、関川村子ども・子育て支援会議（以下「子ども・子育て支援会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て支援会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本村の子ども・子育て支援施策に関し、村長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て支援会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係団体の推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て支援会議に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て支援会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て支援会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 子ども・子育て支援会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

（報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、関川村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年関川村条例第10号）に定めるところによる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て支援会議の運営その他必要な事項は、委員長が子ども・子育て支援会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 子ども・子育て支援会議の最初の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、村長が招集する。

4 関川村子ども・子育て支援会議委員名簿

職名	所 属 等	氏 名	選出区分
	関川小学校PTA	川崎パトリシア	子どもの保護者
	関川中学校PTA	福山 友樹	子どもの保護者
	関川なないろ保育園父母の会	山口 憲一	子どもの保護者
副委員長	青少年育成村民会議	田村 聖	関係団体
	食生活改善推進員	新野 明美	関係団体
	母子保健推進員	藤井 美穂	関係団体
	学童保育所指導員	佐藤 美香	事業従事者
	放課後子ども教室指導員	近 美千代	事業従事者
	教育委員	八幡 良市	学識経験者
委員長	社会教育委員	阿部 喜代志	学識経験者
	関川小学校養護教諭	木村 資子	学識経験者
	関川中学校養護教諭	佐久間由美子	学識経験者
	関川村民生児童委員協議会主任児童委員	高橋 かな江	学識経験者
	新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課長	皆川 謙二	学識経験者

事務局	健康福祉課 課長	渡辺 浩一
	// 福祉保険班 班長	佐藤 正和
	// 健康保険班 主任	小島 盛康
	// 健康推進班 班長・主幹保健師	島津 心
	教育課 課長	熊谷 吉則
	// 学校教育班 班長	野沢 尚史
	// 生涯学習班 班長	渡辺 一洋
	関川なないろ保育園 園長	伊藤 厚子
	子育て支援センター	田村 泰子

第3期関川村子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：関川村

編集：関川村 健康福祉課

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

TEL 0254-64-1472

FAX 0254-64-0505
